

政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年10月3日（月）16：30～20：45

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：細野大臣、園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監、山形原子力安全基準統括管理官（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

<冒頭あいさつ>

○司会

ただいまから政府東京電力統合対策室合同記者会見を開催させていただきます。細野大臣は公務のため17：45頃からの出席となります。30分程度で退席させていただく予定ですのであらかじめご了承ください。それでは園田大臣政務官より挨拶及び冒頭発言がございます。

○園田政務官

本日も統合対策室の会見にお集まり頂きましてありがとうございます。まず私からですが、先般宿題としていただいておりました、今日住民の方々等への説明会についてのお話をいただいておりました。これについて後ほど支援チームからも今日同席をしておりますので詳しく話をさせていただきたいと思っていますけれど、このICRP勧告を踏まえた政府の対応等についてのご質問は、放射線の健康等への影響について住民等のステークホルダーにもしっかりと説明するべきだというお話をいただいたところです。当然私もそれは当然必要なことだと考えておりますので、今後ともそういった重要案件についてもしっかりと説明責任といいますか住民の皆様方にしっかりとご説明する機会を作ってまいりたいと思っています。これにつきましては実際調整を重ねてまいりましたし、様々な機会の住民への説明会を通じて放射線の健康への影響についてもご説明に努めてきたところですが、今後ともそういった努力を積み重ねてまいりたいというふうに考えているところです。まだまだ不十分だというご指摘も多々あるかと思っておりますが、私どもとしてもそれにしっかりと応えていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。それから今日皆様方のお手元にお配りさせていただいておりますが原子力災害対策本部も含めた構図が皆様方のお手元にあるかと存じます。この間、内閣が新しく組織されましたのでそういった点では

担当責任者あるいは連絡責任者が大臣も含めて替わっているところもございます。そういった意味でもう一度整理させていただき今日皆様にお配りしています。これは原子力災害対策本部のみならず緊急災害対策本部も含めて、あるいは復興対策本部も含めて今官邸のホームページにございますので、もしまだ確認があるというふうな方はそちらの方でも確認いただければと思います。この一覧表が以上でございます。それから後、公務員の20キロ圏内の活動状況、業務内容についてのお問い合わせがございました。この間、ちょっと時間が掛かっていて大変申し訳ありませんでした。各省にまたがるところもありましたので時間が掛かってしまいました。まず順番に申し上げますが、時系列で申し上げるとちょっと統一出来ていない部分もございませうけれどもだいたいの目安としてご理解いただければと思います。まず警察関係者、警察官ですが、20キロ圏内においては約今200名が警戒警らであるとか、捜索、遺体捜索等を実施いたしております。それから検問所が8カ所ございませうので延べ約250人がこの検問所での警らにあたっている等対応していただいているところです。それからちなみに警察官の場合20キロ圏内外において他県からも応援いただいておりますので、そこも合わせますと総勢約900名が現在活動しているという状況になります。それから海上保安官ですが、まず20キロ圏内の海域については9月の一時期において潜水捜索を実施いたしております。これは100名体制で実施したところです。今後も実施予定があるということですので、また海上保安官、保安庁に対してのそういったことが出てきたらまた発表があらうかと思っています。それから自衛隊員ですが、現在20キロ圏内での活動は行っていないというご報告でございました。なお周辺地域の各除染のポイントにおいては現在も約30名の自衛隊の方々が除染支援の実施をしていただいているところです。ちなみに、3月12日から20キロ圏内の住民避難等のための活動というものがございました。ちなみに5月1日から6月8日までの20キロ圏内の行方不明者の捜索活動は6月8日時点で約1900名が自衛隊員の方々に活動していただいた実績がございませう。それから経済産業省の職員ですが、まず2とおりございまして住民の一時立ち入り支援が5月10日から実施されています。8月31日の時点で申し上げますと11名の方が立ち入り支援を行っていただいております。それから発電所等での保安院の検査官が14名が現在、現場作業での状況確認であるとかあるいは巡視の点検であるとか検査及び出入り口における事業者の放射線管理等のチェックをしているところです。私からは以上です。

○司会

それでは次第に従って進めます。本日は事前にメールでもお伝えしました

とおり中期的安全確保の考え方について説明させていただきます。原子力安全保安院より説明させていただきます。

○原子力安全・保安院

原子力安全保安院の山形です。よろしくお願いたします。お手元に配布している資料、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所1から4号機に対する中期的安全確保の考え方に関する指示について」という資料に基づきましてご説明させていただきます。まず東京電力福島第一原子力発電所、今現在事故の収束に向けて全力で取り組んでいるところです。ステップ2の目標である放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている、そういう目標を達成すべく事故の収束に取り組んでいます。そしてそのステップ2の目標達成した後でございますが、ステップ2終了してから具体的な原子炉の廃止措置を実施するまでにはやはり準備期間が必要だと考えます。このため本院ではステップ2終了から具体的な廃炉作業が進むまでの準備期間、概ね3年程度以内だと思っておりますが、その間における原子力発電所の安全確保をするための基本的な目標、そして要件を定めましてこれを東京電力に計画的に対応するようというのを求めました。本日13時15分、当院の黒木審議官から東京電力相澤副社長にですね、指示を渡しております。具体的には放射性物質の放出抑制管理、崩壊熱の適切な除去、臨界防止、水素爆発防止といったことがあります。そしてこの考え方自体はですね、第一の1から4号機の全体的な安全確保の考え方を示していますが、そのうちステップ2の目標達成の一部であります冷温停止状態の要件となっている循環注水冷却システムの設備に関しては10月17日までに出すようにと。それ以外については速やかに報告するよう求めています。今後報告が上がってまいりますと当院そして外部の専門家の方の意見も伺いつつ評価して安全を確認していきます。1枚めくっていただきまして、その具体的な中身ですが、中期的安全確保の考え方、基本目標概要というこの横長の紙でご説明させていただきます。ここで少し皆さんのところで白黒ですかね、少しハッチングがかかっております部分がステップ2の目標の一部である冷温停止状態の要件の一つの循環注水冷却設備について、10月17日までに報告徴収を行う部分です。循環注水冷却システムですので、まずこのこの部分から始まりますけども、圧力容器、格納容器への注水設備に対する要件、まあここは、この紙は非常に概要だけ書いてありますが、崩壊熱の適切な除去、温度の監視、故障などに対するバックアップということでも多重性、多様性、独立性、また停電やポンプの故障など異常時での対応、そして常設設備が機能喪失した場合、代替冷却を用意しておくこと、端的に言いますと消防車を用意しておくことでご

ざいます。そして水を入れますと原子炉から格納容器そして建屋の方へ高レベルの汚染水が漏れ出ています。この高レベル汚染水が滞留している建屋に対して、この部分ですが、高レベル汚染水の状況が確認出来、外部への漏洩防止する、さらにその水位、あふれ出すというような外への漏洩防止のための水位管理、そしてここの水面から水位が下がっていきますと壁面に付着していたセシウム等が再浮遊してくる可能性がありますので気体状放射性物質の放出抑制管理、地下水のモニタリングを要求しています。そして建屋から水処理施設にまいりますと高レベル汚染水処理設備については当然発生量を上回る、単に注水量だけでなく地下水の流れ込み等ありますのでそういうものに対しても上回る処理能力を持つこと、当然濃度・量を低減させる、そして複数系統用意しておくこと、漏洩防止、散逸防止というのもありますし、気体状の放射性物質、そして若干の水素も発生しますので可燃性ガスの管理ということを要求しています。そして回ってまいりますもう一度炉の中に入れるわけですがこれは念のためということではありますが臨界を防止するためのホウ酸注入設備、そして臨界が起こっていないことを確認出来るような検知機能を要求しています。そして、もう一つ大事な水素爆発防止対策ということで、格納容器に対しては水素又は酸素濃度の監視、抑制をするということ、そしてこれは循環注水冷却から一つ離れていますが、ステップ2の目標の一部であります、使用済み燃料プールの循環冷却設備に対しても適切に熱を除去出来ること、そして当初海水を入れてありますのでそういうものの浄化、そして漏洩時の対策、そして循環冷却設備ももし使えなくなった場合には代替のもの、すなわちコンクリートポンプ車を用意しておくことを要求しています。そして全体を支える、下の方に色が変わった部分で電気系統とありますが、これは外部の電源といっても全く異なる2つの送電、複数の送電系統から電気を取ることと、そして非常用所内の電源を用意しておくこと、そういうことを要求しています。そして下の方に色のついていない部分がございますが、液体廃棄物貯蔵庫ですとか、また、がれき等が発生していますのでそういうものの散逸拡散の防止、遮へいですとか、立ち入り禁止の措置を執るようということ、その他にも発電所内共用プールですとかキャスクの保管、放射線防護、放射線監視、いろいろあります。これも出来るだけ通常レベルに戻すように要求しています。そして下の端にあります全体として放射線リスクを低減させるようということ、原子炉施設から起因する線量を下げる、高レベルの滞留水を漏洩防止するとともに処理してどんどん少なくしていく、そしてプールからの燃料も速やかに取り出す、敷地内及び港湾内の放射性物質の除染、量の低減を目指していただく、そういうことを要求しております、少し、原文はですね、後ろの方につけていますので、少

し専門的な用語が並んでいますが概略は以上のとおりです。もう一度繰り返しますが、この少し色についている部分は10月17日までに報告を求めたいと思います。その後、当院また外部の専門家の意見を聞きながら評価していきたいと思っております。冷温停止状態といいますが、定義は温度概ね100℃以下というところと、放射性物質の放出が押さえられているという、その2つを中期的に維持出来るということになっておりますので、今回の報告徴収で中期的に確実なものかどうかということをしかりと確実に我々の方で評価していきたいと思っております。以上です。

<環境モニタリングについて>

○司会

続きまして環境モニタリングの状況についての説明です。最初は東京電力からの説明です。

○東京電力

東京電力の松本です。東京電力からは大気と海水の2件につきましてご報告させていただきます。まず資料のタイトルを申し上げますと福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果についてということで、サブタイトルが第192報となっています。こちらにつきましてはページめくっていただきまして1枚目の裏面になります。福島第一原子力発電所の西門、それから福島第二原子力発電所のモニタリングポスト1番でのダストの核種分析の結果です。昨日のサンプリング結果は両地点ともND、検出限界未満という状況でございます。続きまして海水の状況です。資料のタイトル申し上げますと福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果についてということでサブタイトルが第185報です。発電所沿岸部4カ所と沖合の各地点でのサンプリング結果になりますがページをめくっていただき1枚目の裏面から沿岸部4カ所のサンプリング結果です。昨日のサンプリング結果はいずれの地点もND、検出限界未満という状況でございます。経時変化については2枚目の裏側からグラフ化しておりますのでご確認ください。東京電力からは以上です。

○司会

次に文部科学省からの説明となります。

○文部科学省

文部科学省の伊藤です。お手元に資料2種類、環境モニタリングの結果に

ついてというものとそれの別冊を配らせていただいています。まず全国的な環境モニタリングの状況ですが、都道府県の放射能水準調査それから定時降下物、上水でのサンプリング、これらについては特段大きな数値の変動はありません。それから非定期的の発表資料としまして、都道府県別環境放射能水準調査月間降下物の結果について（6月分）というものを9月30日に発表しましたが、こちらについても特段大きな変動はありません。それから福島県、資料名でいいますと都道府県別環境放射能水準調査、定時降下物の測定結果の再検証結果についてというのが9月26日に公表されています。これは福島県におきます定時降下物についてのデータ処理について、6月6日から採取した分につきまして結果の単位換算について誤りがあったということで6月7月分についてまとめて訂正結果を発表いたしておるというものです。それから発電所周辺の状況ですが、20キロ以遠の空間線量率、積算線量結果、それからダストサンプリング等については異常ございません。それから資料番号の10で20キロ圏内の空間線量率の測定結果を、出してございますけれども、こちらの方も大きな変化はございません。それから福島県の方で20キロ圏における緊急時環境放射線モニタリングの実施結果についてご報告されてますが、こちらの方も特段大きな変化はございません。資料の番号で12『福島県環境放射線モニタリング、学校等調査結果について』でございますが、これは福島県の方におきまして、9月8日から30日にかけて1761校の校庭の空間線量率の調査をしているものの速報値でございます。これまでに1761の内303校が終わってございまして、引き続き調査が行われているという状況でございます。それから海域の状況でございますけれども、発電所周辺の海域モニタリングの結果について、これは東京電力の方から10月3日に、また宮城県沖の海域モニタリングの結果についてが、同じく東京電力から発表されてございますが、これらの海域におきますヨウ素、セシウムにつきましては、検出限界値未満という数値になってございます。それから資料の名称で申し上げますと『東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺の海域モニタリングの結果（プルトニウムについて）』というものが9月30日に発表されてございます。これは発電所の放水口付近2か所、それから15キロの沖合2か所につきまして、4月以降、月に1回測定し公表しているものでございますが、今回いずれの地点も検出限界値未満であったということでございます。同じく16番で『発電所周辺の海域モニタリングの結果（H3トリチウム）』それから『全 α 及び全 β について』というのを9月30日に東京電力さんの方から発表してございますが、こちらについても検出限界値未満という形になってございます。それから放射線量等分布マップでございます。17、18、19は、何れも航空機モニタリングに関連するものでございます。9月27

日に文部科学省及び群馬県による航空機モニタリングの測定結果についてというものを発表してございます。それから9月29日には、埼玉県及び千葉県の航空機モニタリング測定結果についてというものを発表してございます。先ず群馬県について申し上げますと、空間線量率の幾つかの幅で示してございますが、一番高いところのバンドでみますと0.5から1 $\mu\text{Sv/h}$ というところが一部の地域で観測されてございます。それから埼玉、千葉についてみますと、一番高いところのバンドで0.2から0.5 μSv というような数値が観測されてございます。配布資料の127ページに、こういった形でこれまで実施してまいりました地域における空間の線量率をまとめてございますのでご参考までに。それから山形につきましては、9月30日から1週間ほどかけて、航空機モニタリングを実施する予定でございます。それから資料番号の20『文部科学省によるプルトニウム、ストロンチウムの核種分析の結果について』という資料をお配りしてございます。これにつきましては、福島県内約2200カ所の土壌について分析を進めてきたところでございますが、このうち100カ所の土壌につきましてプルトニウム、それからストロンチウムの核種分析を行ったところでございます。その結果は、プルトニウムにつきましては、測定対象核種といたしましては、プルトニウム238とそれからプルトニウムの239と240の合わせた数値、この2つを計ることによって、その比率から原子力発電所の事故由来のものなのか、あるいは過去の大気核実験によるものなのかというものを判別いたしましたわけでございますが、そのような判定をした結果、事故由来と思われるものが6カ所から検出されてございます。資料のページで申し上げますと138ページにプルトニウムが検出された6地点について、この緑色のところでございますが示してございます。その値の評価でございますが、これはプルトニウム238で申し上げますと、一番高い所で4ベクレルパー平方メートル、プルトニウム239と240を足した値でみると15ベクレルパー平方メートルという値でございますが、これらは過去の大気核実験の影響とみられる全国各地のプルトニウム濃度の範囲内に収まっているというふうに評価されます。それから同じくストロンチウムにつきまして、事故由来と思われるところが県内45カ所、45地点で検出されてございます。資料で申し上げますと139ページに、このような形で緑色の丸印、又は三角印のところが、その検出されたところでございます。これらにつきましても線量の評価等行ってみますと、その影響は十分小さいものであるということが確認されているところでございます。それから別冊の資料で、こちらになりますけれども、その他というところで『旧緊急時避難準備区域（南相馬市、田村市、川内村、広野町、楡葉町）の復旧を支援するための放射線モニタリングアクションプランというものを、10月3日に発表させていただ

いてございます。これは文部科学省のみならず、被災者生活支援チーム、それから環境省において取りまとめたものでございますけれども、今、申し上げた5市町村の復旧を支援するために、従来以上の詳細なモニタリング、それから特に井戸水、河川、水源地のモニタリングを今後、関係省庁で連携して進めていくという内容のものでございます。文部科学省からは以上でございます。

○司会

続いて原子力安全委員会からの説明となります。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私の方からは、環境モニタリング結果の評価についてという10月3日付けの原子力安全委員会の紙、今日は2枚紙になってございます。それと参考資料といたしまして、1枚目が福島県の地図になってございます資料、これを用いて説明いたします。

まず資料の1の空間放射線量でありますけれども、これについては特段大きな変化はございません。2の空気中の放射性物質濃度であります、参考資料の8ページから13ページにかけてございますけれども、参考資料の12ページをご覧くださいますと、9月29日に採取した、表の一番上の1番の地点、福島市杉妻町でございますが、ここで採取した資料ではセシウムの137が検出されておりますけれども、その値は濃度限度を約4桁下回っております。またその他の地点につきましては、全ての核種で検出限界値未満であったということになります。

それから航空モニタリングであります、今、文科省からもご説明ございましたけれども、群馬県のものについては、先週木曜日に会見がございましたけれども、ホームページに環境モニタリング結果の評価についてはアップした中で触れております。本日は埼玉県と千葉県の結果についてでありますけれども、参考資料でいうと14ページから22ページにかけてございますが、22ページがこれまでも測定したところ、全体についてのセシウムの沈着量の様子でありますけれども、これを見ますと埼玉県、千葉県につきましては、これまでのところに比べますと概ね低いバンドに入っておりますけれども、埼玉県の西部と東部の一部、それから千葉県の北西部の一部で、やや高い分布があるという傾向になってございます。

それから資料の裏面にまいりまして環境資料の関係でございます。今、文科省からも報告あった中に発電所周辺、福島県内でのプルトニウム、ストロンチウムの土壌中の沈着量の測定結果ございましたけれども、これについまし

ては、先日出てまいりましたヨウ素と合わせまして委員会に報告いただいて評価を行うといたしたいと思えます。

29日から2日までに発表された6月の月間の降下物で測定結果というものがございませぬ。参考資料でいいますと30ページに出てございませぬ。3月以降のものについて日々のものでなくとも月間のもものも集計がなされておりますけれども、過去からのを見ますと指数関数的に減少している状況でございませぬ。

それから海水中の放射性物質の関係であります。まずヨウ素、セシウムについてでありますけれども参考資料の31ページから35ページにございませぬが、発電所の直近のポイントでセシウムの134、137が出ている日がございませぬが濃度限度を下まわっている。その他のポイントでは検出限界未満であったとあります。それから海水中のプルトニウム、海水中のトリチウムにつきまして参考資料の36ページ37ページに結果つけてございませぬが、それぞれ検出限界未満であったとありますけれども、それぞれのページの下の方に検出限界のレベルがありますけれども、この検出限界のレベルでは施設の影響の有無はなかなか判断できない状況であります。

資料の最後、5の全国の都道府県別の環境放射線水準調査でありますけれどもこれについては大きな変化はございませぬ。上水につきましてもすべての所で検出限界未満であるという状況でございませぬ。私の方からは以上でございませぬ。

○司会

ここで本日、東京電力に關します経営財務調査委員会の報告書が提出されたということにございませぬので、東京電力の西澤社長名でのコメントが出ております。今そのコメントを文書にて配布をさせていただきますと思えます。引き続き説明の方に入らせていただきたいと思えます。各プラントの状況についての説明です。東京電力からの説明となります。

○東京電力

東京電力にございませぬ。それでは福島第一原子力発電所の状況をご説明させていただきます。皆様のお手元の福島第一原子力発電所の状況A4縦の裏表の資料、こちらをご確認ください。タービン建屋の地下の溜まり水の処理に關しましては、第1セシウム吸着装置及び第2セシウム吸着装置によりまず処理を継続いたしております。流量といたしましては合計で約60立方メートル/hでの処理を行っております。続きましてトレンチ立抗各建屋の地下の溜まり水の移送の状況につきましては、午前中の会見から大きな変更点はご

ございません。本日は10時37分から15時37分にかけて、サイトバンカ建屋の溜まり水をプロセス主建屋の方への移送を行っております。それから一番下のところでございますが、3号機の復水器に溜まっております溜まり水に関しましては、本日10時59分からいわゆるタービン建屋の方への排水を開始いたしております。裏面の方にまいりまして、放射性物質のモニタリングに関しましては先ほどご報告したとおりです。使用済み燃料プールの冷却に関しましては、1から3号機に関しまして連続して冷却を行っております。4号機に関しましては本日午前中の会見でご説明させていただいたとおり、二次系配管の取り替え工事を行っております関係で、8時54分から15時03分にかけて循環冷却の二次系を停止いたしております。その後15時03分から冷却の方は再開いたしております。原子炉压力容器への注水、原子炉压力容器の温度、格納容器の圧力関係につきましてはこの表のとおりです。その他の工事の状況でございますが、遠隔操作によりまして撤去などを継続実施中でございますが、作業の実績につきましては会見終了時に皆様にご説明させていただきたいというふうに思っております。それから下から2つ目のポツでございますが、1号機の原子炉建屋開口部のダストサンプリングにつきましては、予定どおり8時55分から12時05分にかけて実施が終わっております。それから次でございますけれども、6号機の残留熱除去海水ポンプC号機が流量低下の傾向が確認されましたので、本日一時的に停止して点検を行っております。11時20分に残留熱除去系のAポンプ、それから11時21分に残留熱除去系カッコCと書いてございますが、残留熱除去系海水ポンプのCを停止いたしまして点検を行っております。点検をいたしましたけれども、特に問題となる箇所は見つかりません。異常がないことを確認できましたので、再度11時54分に残留熱除去海水ポンプのC号機を起動、それから12時44分に残留熱除去系のAポンプの方を起動いたしております。この間、原子炉水の温度は23.5℃から26.1℃まで約2.6℃ほど上昇いたしましたけれども、残留熱除去系A系によりまして冷却を再開いたしております。今後、原因等につきましてはプラントの状況をよく経過観察をしていきたいというふうに考えております。それからもう一点でございますが、大熊線3号線につながっております車載の車に積んでおります移動用変圧器のB号機のところから、油冷却機から油が漏洩しているのを確認いたしております。本日15時頃パトロール中の当社運転員が10秒に1滴程度油が漏れていて、縦横1メートルずつの変色が見られるというような状況でございます。応急処置といたしまして、受け皿等を用意することで今考えております。変圧器の使用には問題はございませんので、引き続き詳細調査、それから修理につきまして検討していきたいというふうに考えております。プ

ラント関係につきましては以上でございます。それからモニタリングを2件ご報告させていただきます。取水口付近の海水のモニタリングでございます。資料のタイトルを申し上げますと、福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果についてということで、10月2日採取分でございます。ページをめくっていただきまして1枚目の裏面から各サンプリング地点での測定結果を記載させていただきました。2枚目の表面から各サンプリング地点での経時変化をグラフ化しておりますけれども、大きな上昇等見られませんで引き続き高濃度汚染水が海水中に漏出してないというふうに判断いたしております。続きまして、集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水の核種分析の結果です。A4横の表の形式になっているものでございますが、昨日の測定結果につきましても通常の変動範囲内というふうに考えております。集中廃棄物処理施設に溜まっております高濃度汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会

続きまして原子力安全・保安院からの説明となります。なお、遅くなりましたけれども、毎回配布させていただいております地震被害情報でございますけれども、先ほど配布をさせていただいたところでございます。大変失礼をいたしました。

○原子力安全・保安院

原子力安全・保安院の森山でございます。これまでいただいておりますご質問につきまして4件ほどご回答をさせていただきます。まずは鼻スミアでございますけれども、INESの評価、小委員会で鼻スミアの有効性が指摘されているといったご指摘がございました。調べましたところ、平成20年9月の第24回のINESの委員会ではないかと思っておりますが、この際には平成20年の8月8日にグローバルニュークリアフュエルジャパンの管理区域内でウランを含む飛沫が発生したということで、内部被ばくをされておられます。その際に鼻スミアを実施をされたということで鼻スミア、それからバイオアッセイを含めて被ばく評価がなされているというふうに承知しております。それから二点目は緊急時作業にかかる放射線従者の線量限度で、皮膚や水晶体への線量限度について今回変更したのかというご質問がございましたけれども、変更してございません。目の水晶体の等価線量につきましては300mSv、それから皮膚の等価線量につきましては1Svということで変更はされてございません。それから個人用の積算線量計等の対応事業についてご質問がござ

いました。生活者支援チームの方からお話を聞いてまいりましたが、福島県におきましては県内の59市町村すべての幼児を含む子供及び妊婦へ個人用の積算線量計を配布する予定で、各市町村と調整を行い現在準備が進められているというふうに承知しております。また各市町村への個人積算線量計の配布につきましては、準備が整い次第順次開始をされるというふうな予定であると聞いております。この事業は原子力被災者子供健康基金ということで、国の予算で手当てをされているということでございまして、今後の進捗状況につきましては、適宜把握をしてまいりたいということでございます。それから最後でございますけれども、2002年、平成14年にアクシデントマネジメントの手順書を保安院は入手していたのかといったご質問がございました。手順書につきましては保安院として保存している行政文書、ファイルの中には書庫を含めて確認をしましたがけれども、存在していないことを確認しております。私からは以上でございます。

<質疑応答>

○司会

説明は以上でございます。これから質疑に入らせていただきたいと思います。毎回でございますが、質問事項は冒頭になるべくまとめていただくようお願いいたします。なお回答に対します再質問はお受けします。質問の際には所属とお名前を名のっていただきますようお願いいたします。また、誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いいたします。それでは、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。では、そちらの男性の方お願いします。

○NHK 岡田

Q：NHKの岡田といいます。よろしく申し上げます。東京電力の松本さんと保安院の森山さんにお伺いしたいと思います。まず松本さんなんですが、津波に関する試算の話です。震災直前の時点で国に報告した案件があったと思うんですけども、これについて午前中の保安院の定例会見で、森山対策監から平成20年の評価についてその段階で評価結果というのを公開の場で議論できるよう俎上に乗せておくべきだったというふうな見解でした。検討段階だったとはいえ、3年の間議論を内にとどめて公開の場でやらなかったのはなぜなぜなのでしょうかが質問です。森山さんに対しては2つありまして、1つは今年3月7日にその津波の試算が来ていたわけで、改めてこの時点でどういうふうに対応を取るべきだったか、改めてお聞かせください。結果的にこういう大事故になってしまったことについて改めてご見解をお聞

かしてください。もう1つは、規制官庁として保安院が3月7日の時点でもそうですし、3年前の時点で何かできることはなかったのだろうかとか、後またどうすべきだったかというところを思うところがあればそこをお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますけれども、まず当時の試算に関しましては、いわゆる津波評価に必要な不可欠な波源モデル、波の基のモデルが確定していない中で、福島県沖で明治三陸沖地震の津波を設定して津波の試算を行うですとか、貞観津波のようにまだ具体的な波源モデルが確定していない中で試算でございますので、私どもといたしましてはいずれも何か津波の想定を行うための前提条件になるような具体的な根拠があるべき数字だというふうには認識しておりませんでした。したがって、まだ技術的な議論をするにはまだ不十分であるというふうに考えておりましたので、引き続き堆積物の調査ですとか、あるいは確率論的津波の評価というようなことを地震本部が提案されてからやってきたということでございます。またそういった技術的な議論に耐えるようなまだ状況ではなかったというふうに考えております。朝の会見でも申し上げたとおり、現在私どもは3月11日に東北地方太平洋地震が発生して、福島第一原子力発電所が14から15メートルの津波に襲われたということを知っておりますので、そういった何かできる対策はなかったのかというようなお話になるようでございますけれども、やはり当時といたしましてはまだ将来どれくらいの確率、あるいはどれくらいの切迫度でこういった大きな地震が起こりうるのかについては十分把握できていなかったことではないかというふうに思っております。

A：（保安院）保安院でございますけれども、3月7日にこの評価結果をお聞きしたわけでございますが、その時点で保安院といたしまして設備上の対応、それから耐震バックチェックの報告書を早急に出していただくようにということで申し上げております。その時点、もちろんいろんなことが今から考えればできたのかも分かりませんが、その時点での対応としては適切な対応ではなかったかと、3月7日の時点ではそのように思います。しかしながらこの津波によりましてこのような大事故が起きてしまったということでございます。考え方といたしましては耐震指針の精神からいたしまして、このような津波に対しても十分問題がないような評価を行い、措置をするというのが原則でございますので、これまでもIAEAの報告書に書かれてございますように、保安院といたしまして規制機関といたしましても、この津波の評価が十分できていなかったということは大変問題はあると思っておりますし、こ

のような事態に至ったこと、津波による事故が防げなかったことに対しましてお詫びのしようもないというふうに思っております。それで、これまで何かできることがあったのかということですが、これはなかなか評価は難しいところかも知れませんが、この2008年時点で東京電力において評価をされておられたわけですが、その時点では既に中越沖地震の教訓といいますか、様々な評価はそれは事業者がやっておられることも含めて公開の場でしっかりと議論しましょうということで、2009年の確か初めに保安院として新たな知見を反映する仕組みということを出させていただいた、中越沖地震の後には情報公開について大変大きなお叱り、ご批判をいただいていた時期でございますので、やはりそういう時点で公開の場でしっかりと専門家の評価といいますか、ご指摘というものをいただくべきではなかったかなと思います。また保安院といたしましてもこの津波に関しては様々な研究が進んでいたわけですが、どこまで規制機関として学術的な知見というものを持っておくべきかというのは大変難しいのでございますけれども、やはりこの学術的な調査研究につきましても十分目を配って、目配りをして何か問題がないかということを常に問い直すと、IAEA報告書でも一番最後のところに安全文化というのがございますが、そういったことを肝に銘じておくべきではなかったかなというふうには思っております。以上でございます。

○司会

東京電力からちょっと補足があるということです。

A：（東電）先ほど申し上げたことに際して少し補足させていただきますが、当社といたしましては当時やるべきことはやっていたというふうには考えておりますけれども、客観的に十分であったかどうか、適切だったかどうかについては現在政府の事故調査委員会の方がこの点についても調査されてるというふうに聞いておりますので、そういったところで客観的判断がでようかというふうには思っております。

Q：松本さんに一つだけ。公開の場でやらなかったのはなぜかというところに対してもう一つ答えがいただけてないような気がするんですが、それについてもう一度伺いたいんですがお願いします。

A：（東電）私どもとしてはまだ仮定を置いた波源モデルを作った試行的試算の結果でありますので、公開の場で議論するにあたってはまだ十分な技術的裏

付けがないだろうというふうに思っております。単に福島県沖で明治三陸沖の地震を発生させたらこうなりますということですか、あるいは佐竹先生が提唱されたモデルに従って地震を起こすと福島第一ではこのぐらいの津波になりますという試算でございますので、その時点ではまだ議論に十分な裏付けとなるぐらいの私どもも根拠を持ってなかったということでございます。先ほど森山対策監の方からお話がありましたとおり、その時点で議論をすべきということ、今から考えればそういったことに関する教訓ということではあるかと思えます。

○司会

他にご質問のある方。後ろの男性の方、それと前の男性の方続けてお願いします。

○回答する記者団 佐藤

Q：回答する記者団の佐藤と申します。東京電力に2つよろしく申し上げます。まず一点目、先日報道のありました注水が停止した場合に38時間で再熔融するそういう試算についてなんですけれども、その状況が今後何年間続くという見通しになっているのか教えていただけませんか。それともう一つ、こちら先日報道のありましたパーティー券の購入に関してなんですけれども、社内の決裁はどのような名目でなされていたのか教えていただけますでしょうか。二点よろしく申し上げます。

A：（東電）まず注水停止のお話からさせていただきますと、こちらは先週の土曜日にお話させていただいておりますが、10月1日時点の崩壊熱をもとに試算した場合でございますので、今後時間が経つにつれまして崩壊熱が減少いたしますとこの崩壊熱の量によって今後この時間はどんどん大きくなる傾向がございます。したがって、いつの時点で何時間掛かるというようなことはある程度評価可能でございますけど、今、数値として持っておりますのは10月1日時点の崩壊熱の評価を基に試算すると、38時間になるということでございます。こちらは繰り返しになりますが、時間が経つほど小さくなる数字でありますので、38時間についてはどんどん大きくなるということでございます。それから、会計上の処理につきましてはちょっと確認させていただきます。

Q：一点目の方なんですけれども、ある程度長期的に見た時に、例えばこの倍の時間要するようになるまでに今後何年後にはそうなっているという、そう

いう試算というのはあるのでしょうか。

A : (東電) こちらの崩壊熱のグラフを以前公開させていただいておりますので、こちらは今の時点から申しますと、あまり崩壊熱はこれ以降は劇的に下がってまいりません。小さくなるにせよですね、指数関数的に緩やかに下がる状況でございますので、こちらが何年経って2倍になるというようなところについては、ちょっとまだ評価出来ておりませんが、こちらは相当時間が掛かるというふうに思っております。それから 38 時間という値に関しましても、こちらはいわゆる加熱が始まりまして断熱状態が続いているということを模擬しておりますので、1時間に50℃ずつ上がっていくということを線形に模擬ただけでございます。ただ実際には温度が上がってまいりますと輻射によります放熱が始まりますので、温度の上がり方自身はこの38時間よりも現時点でも緩やかな評価になろうかというふうには思っております。

Q : 分かりました。一点だけ確認したいんですけれども。注水が停止した場合に数十時間で再溶融する状況というのは、今後数年あるいは十年単位で続いていくという見込みでよろしいのでしょうか。

A : (東電) はい。こちらに関しましては、注水がなくなれば当然、冷却源がなくなりますので温度は必ず上がります。したがって今後、いわゆる原子炉の燃料取り出しに向かって冠水をしていくというふうなことになるれば、さらに時間的な余裕が稼げますけれども、その状態でも注水が止まるあるいは除熱が止まって、再度炉心に水が届かないという状態になりますと、必ず同じ事態になります。これは崩壊熱という性質上、必ず発生します。

Q : ありがとうございます。もう一つだけお願いします。その場合、最悪でまた再爆発ということも考えられるということでもいいのでしょうか。

A : (東電) ここに関しましては2つ要因がございます、いわゆる注水が途切れるという状況になりますと、水がございませんのでいわゆる水ジルコニウム反応で水素が発生することが基本的には水がありませんから、発生しなくなります。もう一つはジルコニウム自身がすでに3月11日から事故の際にかなりの量消費されておりますので、そういった意味でも発生する量そのものが小さいと思っております。また発生したとしても、格納容器自身がいわゆるリークタイトな状態ではありませんので、格納容器のシールの弱い部分ですとかフランジ等を通じて外に抜けるのではないかというふうに思っております。

それから、2番目の点につきましては、崩壊熱はどんどん小さくなっていく一方でございますので、燃料が溶けるまでの時間はどんどん長くなるのがもう一つございますし、仮に溶けて圧力容器の底を抜けたといたしましても、格納容器の底部のところのコンクリートに落ちてくるわけでございますけれども、底のところでは接触いたしますのでコンクリートを伝わって伝熱をされていくということで。いわゆる今ある状態は圧力容器の中で、格納容器から見れば浮いているという状況ですけれども、いったん解けて格納容器の底に落ちればコンクリートを通じて除熱が始まるという理解をしています。

Q：ありがとうございました。

○読売新聞 高田

Q：読売新聞社の高田といいます。保安院の山形さんに質問させてください。中期的安全確保の考え方についてですが、まず循環注水冷却システムに関しては10月17日までに報告を求めるということですが、この10月17日というのは工程表の改定期にあたると思いますが、ここで設定しているのは如何なる理由なのかというのを一つ教えてください。それと、それ以外については速やかに報告することとありますが、全体の狙いとしてはステップ2以降の話とするならば、ステップ2の終了時までには報告しろというふうに理解すればいいのでしょうか。もう一つはですね、東電からの報告なんですけれども、これを外部の専門家から評価し安全性を確認した後でどういう扱いになるのかというのを教えてください。最後に、基本目標が4本立っていて、さらに安全性の細かな形で何番か番号ありますが、50だか60ぐらいあると思うんですけれども、これそれぞれ一つずつに対して東電が報告するという形になるのでしょうか。以上についてお答えください。

A：（保安院）まず報告が10月17日という理由でございますけれども、これは本日10月3日でありますので、おおよそ2週間後に出してくださいということと、また10月17日というのは我々にとっては月に1回の節目でございますので、それまでに出していただきたい。そういう理由でございます。そして、全てをステップ2終了までに出さなければいけないのかという問いでございますけれども、そこは明確にはリンクはしておりません。道筋上のステップ2とリンクしている部分は、冷温停止状態の要件の一つである循環注水冷却システムの中期的安全性ということでございますので。これはリンクしておりますけれども、その他の部分は出来るだけ早くは出していただきたいというふうには思っておりますけれども、特段の定めは設けておりません。

そして、この報告が出てどういう扱いになるかというご質問でございますけれども、これはまず報告が出てきますと、我々の方で評価をし、専門家の方の外部の意見も聞きながら評価をしていきます。そして必要があれば見直ししますし、そういう多分やり取りがあると思いますが、最終的にこれで妥当であるという判断がなされますと、その後設備をその方向で改善していただくということと、原子力発電所の場合はですね、設備が決まりますとその設備をどういうふうに運営していくのかという保安規定というのがございますので、その保安規定の変更をしていただいて、その保安規定どおりにこの原子力施設の安全を担保していただくということです。そして最後のご質問のこの五十何項目、一つずつに報告を出すのかというご質問でございますけれども、たぶんそういう形にはならないのではないかと考えております。この設備ごとにですね、5枚ほどめくっていただいて、ページが2とか3とかといっているところに(2)、(3)、(4)というふうになっておりますけれども、おそらくはこの括弧ごとに出していただいて、その中で我々が求めている①、②、③というのが適用してるかどうかというのを我々がチェックしていくということになるかと思っております。以上です。

○司会

はい。他にご質問ある方。いらっしゃいませんか。では後ろの男性の方、お一人。他いらっしゃいませんか。それとその後ろの方。続けてお願いします。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども。園田政務官に。すいません。先ほどの避難住民を含めた協議に関しては、これは支援チームの方からご説明というのは今日のことですか。

A：(園田政務官) ごめんなさい。担当来ておりますので。

Q：ちょっとそれをお願いしたいのとですね。ちょっと、それは後ほどでいいんですけれども。先にそうしましたら、ちょっと文科省それから安全委員会にですね。ちょっと今日の航空機モニタリングの結果で少しお伺いしたいんですが。まず1つが、ストロンチウムの測定結果なんですけれども。これ見ると、89と90の比率が場所によって減茶減茶なんですけれども。これはどう評価したらいいんでしょうか。それから、ストロンチウム89が大量に出ている所はですね。これは半減期が90に比べると全然短いモノが、今の時点で

これ6月だと思うんですけど。出てるということは、どう評価したらいいのかというのをお聞かせ下さい。それから、千葉の航空機モニタリングの所で、統括エリアの所なんです。これは高い所はいくつというふうに、ちょっと色がよく解んなくてですね。一番高い所で、0.5から1マイクロ毎時というふうに見たらいいんでしょうか。 それを確認できればと思います。取りあえずそれをお願いします。その後で、ちょっと支援チームの方からご説明いただければと思うんですが。

○司会

文科省の方からお願いします。

A：(文科省) 文科省でございます。土壌中のストロンチウムの89と90の比率でございますけれども。すいません。ちょっと確認させていただきますけれども。炉内ですと、ストロンチウム90に比べて5倍から10倍、89の方が存在するということでございます。89の方の半減期は確か50日ほどですので、6月の時点では1半減期から2半減期位減少した数値が出てるということかと思えます。それから千葉についての航空機モニタリングの濃い所のバンドですけど、これは0.2から0.5であったというふうに。そうですね、0.5未満のバンドが一番高い所というふうに見ていただければよろしいかと思えます。

Q：解りました。0.5から1ではないんですね。

A：(文科省) 違います。

Q：解りました。埼玉西部のこのポツンと黒くなってる所というのは、これも埼玉西部の所も大体おんなじ位のバンドなんじゃないかな。これは0.1から2ですかね。

A：(文科省) 埼玉の濃い所では、0.5から1というバンドが一番高い所だったかと思えます。

Q：この秩父の山の方は0.5から

A：(文科省) 秩父の方がそうですね。はい。

Q：はい。解りました。後すいません。前回、加藤さんにこのストロンチウム

のちょっと評価をお伺いできればと思いますが。

A：(原安委) えっとストロンチウム、プルトニウム、それからこの間ヨウ素出てましたけども、まとめて公開の委員会の場に報告していただいて、いろいろ質疑させていただくということにしておりますので。

Q：はい。

A：(原安委) その時点でと考えております。

Q：ちなみにですね、炉の中で 89の方が5から10倍というのは分かるんですが。現状でこれ見ると、89が不検出で90だけ出ていたりして、ちょっとそのバラつきが何か一定じゃないんですけれども。この辺はどういうふうに見たらいいかというのをちょっと文科省に、分かる範囲で結構なんですけど。

A：(文科省) すいません。ちょっと調べさしていただきますけれども、89と90の比率が一定でないことの理由ですか。

Q：はい、そうですね。

A：(文科省) はい。ちょっと確認させて下さい。

Q：解りました。ちょっと加藤さんに。これ安全委員会では後ほどこの件に関しては、評価するということなんでしょうかね。

A：(原安委) 安全委員会の方では、基本的にはその全体的な評価ということになりますので。ちょっとお尋ねの点について、スペシフィックにそういう議論が出るかどうかはちょっと、予見はできないところですけども。

Q：解りました。直接お伺いします。はい。ありがとうございます。

A：(文科省) 今の点につきまして、この結果をまとめていただいて検討委員会の方の考察といたしましては、ちょっと見落としておりましたけれども。ストロンチウム 89、90が検出された土壌試料について、ストロンチウム 90に対する 89の沈着度の比率を計算した所、1.9から6.5。平均4.0であり、概ね両核種の比率は一定であったと。かなり測定にバラつきがございますので、

オーダーとしてはそれ程その比率にですね、差があるというふうな、専門家の方はそういうふうには評価されてないということのようでございます。

Q：たまたま飛び具合によって、ちょっとバラつきが出てるということになるのでしょうか、そうすると。

A：（文科省）この検討・評価していただいた専門家の方々はそのように見ているようでございます。

Q：解りました。

A：（支援チーム）原子力被害者生活支援チームでございます。先ほど政務官の方からご説明いたしましたように、私どもは市民の方への説明、非常に大切なことだと考えております。特にこれまでの実績といたしまして、避難区域に関わるような話で申し上げますと。例えば計画的避難区域の方にはですね、避難完了するまでの間に、各町村において住民説明会、約2つの町村でですね、飯舘村7回。川俣町12回。という形で行っております。また、特定避難干渉地点という制度を設けたりしまして、こちらの設定にあたりまして、その前後にその設定に関しますこと。あるいは放射線の健康影響等に関しますような住民説明会。特に、この6月7月8月などはですね、月あたりに10回程度開催をいたしました。私も自身、何回かそういった説明の方にも参加したりしております。まだまだ不十分、あるいは理解を得るためにもっと頑張るべきというのをご指摘あるいはあろうかと思いますが、これからも我々、できるだけ努力していきたいと思っております。以上でございます。

Q：ありがとうございます。その今の実績をですね。できればなんですけど、紙でペーパーで出していただければというふうに思うんですけど。それからそれぞれの説明会に参加していた住民の方の数、それからその説明会の中でどういった議論があって、どういう点で合意してというような部分に関して、というような所をお示しいただければと思うんですけど。これはお願いできますでしょうか。

A：（支援チーム）ちょっとお時間をいただきつつ。特に議論等になりますと。まあ、努力してみたいと思います。

Q：それから、今お話お伺いしていると、基本的にはその飯舘村7回、川俣町

12回というお話なんです。もともとの避難区域、20キロ圏内のエリアであるとかの避難区域に関しては、この半年間の間に何らかのそういう住民含めた協議というのはされていたんでしょうか。結局はその政府の方でICRPをよく持ち出されるので、ICRPに則ってという話になるとですね、基本的にはその汚染地域には人は住むべきではないというのが前提であって、それでも住みたいという人がいれば戻っていいよというような話が勧告書の前提になっている話だと思うので。その中では、当然住民含めた協議というのがあるべきだと思うんですが、こういったものこの半年間で、こういった形でやってらっしゃったんでしょうか。

A：（支援チーム）避難された後のところにつきまして、むしろ各地いろんなですね、自治体の方々と、いろいろ状況あるいは今後の見通し等についてこちらの考えてること、政府の考えてることご説明したり、ご相談したり、という形でございます。後例えば、これは一部でございますけれども、広くというわけではないですが、例えば先だってですね、別途福島県外の方へ避難されている方の所に一度これは平野復興担当大臣以下訪問いたしまして、皆様方に状況説明したり、その皆様方の思いを承る、ご意見お考えを聞かせていただいたり、というような活動をしております。

Q：ごめんなさい。それもですね、今例えばのお話をいただいたんですけども、それ以外に要するに避難されてる方全部で10万人規模でいらっしゃると思うんですが、こういう方々にきちんとそういった説明というのはされて、避難されている方の合意を得た上で今避難の形が出来ているということにはならないんですね。基本的には政府の方から避難という指示を出して、避難者の意見というのはあまり吸い上げているようには思えないんですが。

A：（支援チーム）避難の指示の時には当然、避難を急いでいただくと。計画的避難区域の時には1か月間を目途として準備をいただくということでございましたので、そういった地域の方にはかなりご説明の機会を持つことができた、ということでもあります。

Q：分かりました。避難の後の協議というのは今例えばで一だけのものを例挙げていただいんですが。

A：（支援チーム）後は、自治体の。

Q：自治体の状況というのは国の方では把握はされていないのでしょうか。

A：（支援チーム）自治体というのは、自治体と我々がいろいろご相談させていただいている・・・

Q：ということは国の方でもある程度、回数であるとか状況であるとかは把握されているということになるのでしょうか。

A：（支援チーム）取りあえず私の方で申し上げますと、おそらく自治体自身が住民の方へ説明されるということもあろうかと思いますが、特に避難された後につきまして、今政府としての説明、意見交換などは自治体を中心になっております。住民の方というのも全くやらないということではございませんということです。

Q：そうしましたら、先ほどの避難時における住民を含めた協議の回数と、それから状況、人数に加えてですね、併せて避難後にどういったことをされていたかというのを帳簿で結構なのですが、併せてお示しいただければと思うんですけども。これはお願いできますでしょうか。分かりました。後ですね、すいません追加なんですけど、今のそのお名前等いただいてよろしいですか。

A：（支援チーム）支援チーム放射線班の茶山と申します。

Q：茶山様ですね。支援チーム放射線班というのは、先ほど頂いた組織図の中でいうとどこに入るのでしょうか。

A：（支援チーム）原子力被災者生活支援チームというのが原子力災害対策本部の下の方に線が引っ張ってあったかと思えますけれども、そちらの・・・

Q：被災者生活支援チームとは別なんですね。

A：（支援チーム）原子力のつかない方と2つあるかと思いますが、私の所属しておりますのは原子力のついている、原子力被災者生活支援チームの方でございます。

Q：えーつとですね、ちょっと出来れば1つ伺いしますが、これ園田さんになると思うんですが、この頂いた組織図なんですけれども、まず原子力被災者生活支援チームと、被災者生活支援チーム、これ一体全体何が違うのかということとですね。原子力被災者生活支援チームの隣にある原発事故経済被害対応チーム、この経済被害対応チームというのは、基本的に賠償関係だけをやっているんでしょうか、というのと、緊急災害対策本部と原災本部が今横並びで出ているような状況になっているんですけれども、これはそれぞれでやっていることが両方とも現地災害対策本部があったりして、おなじようなことをやっているように見えるんですけれども、これは一体何をどういう形で連携して分担してやってるんでしょうか。ちょっと見えにくいのでご説明いただけるとありがたいんですが。

A：（園田政務官）はい、簡単に申し上げますと、地震によつての災害対策本部が右にあります緊急対策本部でございます。したがいまして復興本部も含めて岩手県、宮城県、福島県と。地震による被害の復興、あるいは災害対策を主に行っているのが右の緊急災害対策本部でございます。その下にある被災者生活支援チームは主に地震、津波も含めて、今回の地震あるいは津波によつて直接被害を受けた方々がここの生活の避難も含めて支援チームが行っているというふうに理解いただければと思います。福島第一原子力発電所の事故によつて警戒区域であるとか、避難をされる、された方々に関する被災者の生活支援はここの今度原子力災害対策本部が行うわけでございます。その下にある原子力被災者生活支援チームがその避難の皆さま方、原子力事故に由来するものとして様々な形の支援をさせていただいているという形になっております。したがいまして、原発事故の経済被害も含めて、原子力災害対策本部の上においては即ち原子力の事故の被害にあわれた方々に対する対応をこちらで行わせていただいているところです。

Q：分かりました。そうするとですね、原子力被災者生活支援チーム、それから原子力災害合同対策協議会、いろいろあるんですが、それぞれの責任者の方というのは一体誰になっているんでしょうか。名前がいっぱいあってよく分からないんですが。

A：（園田政務官）はい。それぞれの責任者はそこに記載をさせていただいている、ちょっと小さくて大変恐縮なんですけれども、例えば原子力災害対策本部の下にある現地対策本部、これは福島県の県庁内に設置をさせていただいておりますが、ここは柳澤経産大臣政務官が現地対策本部の本部長という位

置付けになっておりまして、それぞれここに点線以下に書いてあるのがそれぞれのチーム、あるいは組織の責任者という形になります。

Q：原子力の被災者生活支援チーム、これはチーム長枝野さんと細野さん、2つ併記なんですけど、これはどちらというのはないんでしょうか。

A：（園田政務官）はい、これは共同チーム長ですね。当初は、経産大臣のみがチーム長だったんですね、ところがご案内のとおり細野大臣が補佐官から大臣という形で、原子力災害事故の担当大臣という位置付けに、ちょうど今大臣お見えになりましたんで、ここで経産大臣と細野大臣が共同チーム長として責任を担っているということになります。

Q：では、一点だけ。現地の3つだけお願いしたいんですけども、モニタリングの関係、避難に関する事、健康管理に関する事、それぞれ3つですね。というのは、どこで責任を持ってこの中ではやられているものになるのでしょうか。

A：（園田政務官）ええと、まず避難についてはですね、これは原子力被災者生活支援チームで行わせていただいているところでございます。それぞれモニタリングも避難の健康も原子力被災者生活支援チームにおいて現地にも責任者の方々がいらっしゃいますので、そこが対応させていただいているという形になります。

Q：モニタリングも支援チームですか。

A：（園田政務官）はい、そうです。大元は文科省です。

○司会

すいません、質疑の途中ですが、大臣お見えになっております。時間限られておりますので、大臣に関する質問を優先させていただきたいと思っております。で、多分大勢の方いらっしゃると思っておりますので、できましたら1人1問か2問程度に限らせていただくようお願いいたします。さきほど日隅さんご指名しました。大臣にご質問ございますか。

○NPJ 日隅

Q：原子力安全委員会の方からも、ICRPの勧告に基づいて、100mSv以下の

被ばく線量域についても、線量とその影響の発生率に比例関係があるというモデルに基づいて放射線防護を行うということになってるんですが、具体的にこれまでの間、モデルに基づいて行われた放射線防護というのはあるんでしょうか。そういう検討がこれまでにされたことがあるんでしょうか。あればその例を教えてくださいと思います。

○司会

これは大臣に対してのご質問ですか。

A：(支援チーム) おっしゃっておられるのは果たしてどういう意味でしょうか。例えば、原子力安全委員会の事務局の方でまとめられているペーパーの方には、そういった100mSvのリスクについて書かれております。具体的にはそういう一方ではICRPの考え方でもありまして、それらを踏まえた上で特にこの数字に基づいてどうこうといいますよりそのリスクで何か具体的にというより、この考え方に基づいてICRPはこのリスク評価に基づいて緊急時20ミリから100ミリ。それから現存被ばくの状況での1から20ミリということをしておりまして、その20から100ミリについても20ミリを取りながらこれまで避難の方の政策対策等を講じてきたということでございます。

Q：ごめんなさい。ここであんまり議論しちゃうと申し訳ないですけど、つまり具体的にそれはないってことですね。いいです後で。もう少し大臣に質問します。

○司会

他にご質問のある方。それではそちらの男性の方とすいません、そちらの後ろの真ん中の男性の方お願いします。

○ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋です。大臣、昨日の発言というのは非常に重いものがあると思っております、いわゆる5ミリシーベルの線引きについてはせず、国が面倒を見ると。それを高い評価をされて良いと思うんですけど、その一方で避難準備区域の解除の直前になって環境省の役人、経産省の役人は線引きを前提にいろいろ作業をしていたわけですね。その除染を考える時に線引きをするかどうかというのは根幹の問題だと思うんですけど、大臣のお考えと事務方のお考えにこれだけの大きな差があったということは私は驚くんですけど、なぜ地元の気持ちを踏みにじるようなことを地元の経産省や

環境省の役人が言うのか。なぜこういうことになったのかについてお話を伺えたらと思うんですけど。

A：（細野大臣）若干表現の仕方にも問題があったのかなと思っております、事務方も含めて除染の目標を1mSvにするということについては、これは私の考え方と全くずれはなかったんですね。まずきちっとお伝えをした上でどういうやり方をするのかということについて、しっかり地元の自治体と協議をしていくとそういうことを説明すればよかったんだというふうに思っております。率直に昨日、きちっと私の方で申し上げましたので事前の経緯を若干ご説明すると、面的にやることによる効果がどういった所であって、一方でどういった所については方法をいろいろ考えたらいいのかというようなことについて議論があったやに聞いております。つまり5mSv以上については面的に効果があるけれども、それ以下についてはなかなか効果がないというような議論もあって、そこはやり方を変えようという議論もあったやに聞いております。ただ面的とは何かということもあんまり定義が明確ではないんですね。例えば地域で町内でやるのも面的な除染ですし、逆に学校とか通学路とか公園なんかをやるのもそういう地域という意味では面的なわけですが、じゃこれをどれくらいの面であれば面的と定義をするのかと。そういうこともあまり整理をされていなかったわけです。そこで私の方ではむしろ自治体がそれぞれの地域で優先順位をつけてやられるわけだから、それぞれのやり方にできるだけ沿う形で5ミリという所で線を引くのではなくてしっかりと1ミリを目指して除染をしていくというやりの方が分かりやすいし、地元の意向にも沿う形にもなるのでそういうふうにしてしようということで昨日福島の方でもご説明を申し上げたという、そういう経緯です。

Q：これももちろん財政負担が膨大になるということを前提になっているわけですから、大臣のご発言が空証文にならないように閣議了解ですとか、政府の決定として、もちろん効率合理的な除染をしないといけないと思えますけれども、大臣の発言だけではおそらく地元の人達は朝令暮改とはいいませんけれども、どこまで中央の役人がやってくれるんだと思うんですけど、本来こういう大きな結局省庁の壁というのは財政当局の壁にぶつかるわけですから、そういう意味で政府としてしっかりした何がしかの決定をして残しておくということを私前提だと思ってしまうんですけども、そのようなお考えないでしょうか。

A：（細野大臣）原子力災害対策本部というのは全閣僚が入ってますので閣議にかなり近い形の決定機関だと思うんですね。この原災本部の中で除染につい

ては1mSvを目標にすると書かれていますので、そこはすでに大きな重い目標が設定をされていると考えております。後は個別の様々な予算の執行の中でその言葉どおりにやるということが重要ですので、私はそこは政府の責任としてしっかりやっていく体制はできていると思っております。

○司会

では後ろの方。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。大臣よろしくお願ひします。この間の金曜日の官邸の会見で質問させていただきました仮置き場の火災による放射性物質の拡散につきましてはちょっと質疑のやり取りに時間等が掛かりますので、後ほど園田政務官にご質問いたします。是非時間ある時参照していただければと思います。質問ですが年間追加被ばく線量5mSvに加えて、1ミリ以上5mSv未満の地域も国の責任で除染する保障を示した件ですが、この条件に該当していれば例えば群馬や栃木までも対象とするお考えなんでしょうか。

A：（細野大臣）福島に特に限定しているわけではありません。

Q：分かりました。そうしますと今の二次補正の予備費2200億円と三次補正予算案と来年度予算などで計1兆1400億円を見積もっていると思いますが、これ膨大に範囲が広がる可能性もあるんですけどもこれで対応できるという問題もあると思うんですがこの予算の件についていかがでしょうか。

A：（細野大臣）除染をどれくらいのペースで現実的にやりうるのかというのはですね、これは今ちょうど始めているところですので完全に見極めるのは難しい面があるんですね。ただいろんな状況に応じて対応できるような予算を組んだつもりですので、当面は私はこの予算の中でしっかりやれるというふうに考えております。

Q：ありがとうございました。

○司会

ではそちらの女性の方、それと後ろから2番目の男性の方。お二人続けてお願いします。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりでです。大臣よろしく願いいたします。私は福島第一原発で働いておられる作業員の健康管理についてお聞きします。現在労働省の労働局の管轄の電離放射線障害防止規則と経産省の原子力等規制法の自重の規則によって守られて規制されていますが、現在法律である電離放射線規則の目の検査が行われておりません。これは労働局に確認しましたが、血液検査と白内障による水晶体の検査と皮膚の検査が法律で定められておりますが、水晶体の検査だけ抜かれております。その代わり体重の測定というのが付け加えているらしいんですけども、それで原子力等規正法の線量限度は通常は50mSv/h。通常は全身実効線量が50、水晶体の等価線量が150、そして皮膚が500 なんです。緊急作業時が100、300、1000 となっております。現在の自重量規制は経産大臣が定める線量源となっておりますして現在250 まで上がっておりますが、目はそのまま300 です。目と皮膚の等価線量が緊急作業時、前回のまま100mSvの実効線量のままの値となっております。これが等倍ですので、等倍にすると現在目の等価線量は全身が250 だと750 になるんですね。しかしICRPの4月のステートメントで放射線白内障の閾値は500mSv となっております。ですので現在全身の実効線量が250mSv/h だと、目の等価線量は放射線白内障の閾値を超えるんですけど、なぜか全身の実効線量が100mSv/hの時の300のまんまになっております。全身は上がるのに目の等価線量は全く上がっていないんですね。そのようなミラクルな目の防護ができる、目と皮膚の等価線量を上げずに作業が出来るのなら是非その技術を知りたいですし、でそれと後現在このような・・・。

○司会

すいません。質問事項を簡潔にお願いできますか。時間がないので恐縮です。

Q：分かりました。そしてその現在水晶体の検査が全く行われていないことについて少し見解をお聞きしたいんですけどよろしく願いいたします。

A：（細野大臣）すいません。ちょうどそれにあわせるわけではないんですけど私結構近視でよく見えなくてすいません。せっかく作っていただいたのに。ちょっと確認します。全身の放射線量についてはこの間随分議論がありましたので、私も厚生労働省と保安院とも何度も話しをしておりますのでよく承知をしておりまして、これから事故の収束に向けてまた収束の後ですね、どのようにするのかというのが非常に難しい判断になってくるなと思っておる

んですが、すみません、目とか皮膚についてのですね上限がどうなっているのかとのことについて承知をしていないものですから確認をしたいと思いません。基本的には全身と同じ考え方で今は緊急時ですから緊急時に応じたものにして、そしてそうでなくなればできるだけ正常に戻していくということだと思いますので、今ご質問にあった確認をしますけども、その中で緊急時の対応になっていないとそうお話をされてた、基準が変わっていないってこと。

Q：実は今日、本日、保安院の森山さんに回答いただいたんですけども、目と皮膚は以前のままだんですね。100mSv、全身で100mSvのままで全身の線量限度だけあがって目と皮膚はあがっていないんです。等価線量が。通常時と緊急時でも普通等倍になっておりますのでなぜ上がっていないのかという点と、そして同じように等倍で上がるのならしきい値は超えますので、ですのになぜ水晶体の検査が今行われていないのかという点です。

A：（細野大臣）はい。非常に大事なご指摘だし、おしどり様ご専門でもあるということですので、ちょっとそこは確認します。しっかり対応すべき健康の問題で、大事な問題ですから。確認をさせていただいた上で、すみません私が答えられれば答えますし、ちょっと園田政務官にお願いしなければならないようであればお調べしてお答えしたいと思います。

Q：よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○司会

はい。さっきの後ろの男性。

○フリーランス 上出

Q：フリーランス記者の上出と申します。昨日の朝日新聞に出ていた東京電力がパーティー券を買い入れているという問題について、本来は枝野さんなり、違う方のご担当かもしれませんが、私同じ民主党の閣僚として聞きたいと思ひます。一応、広報に取材させていただいた範囲では今年に入ってからはやめていると。震災で事情が変わった。ただこれまでやったことについては責任的なおつきあいになるので間違いではないと明確に言っているんですが、どう考えても政治献金の延長にあるものだと思います。それでああいうことが許されるということは、単に東京電力ではなくって他の電力会社もやっているのではないかって、どこまでそれを調べていって検討するのか。あるいは民主党はもう容認しているのか。国民の目線とかそういうのとは大分違う

と思います。その辺をお聞かせしたいと思います。

A：（細野大臣）私は企業団体献金を受け取らず、自分でパーティーやらないと決めてですね、やってきていますので、全くそういうことに関して直接的ご縁はないんですけど、こういう事故が起こっている中でいろいろと疑念を持たれるような状況というのは、私も好ましい状況だというふうに思いません。民主党の中で企業団体献金については禁止をすると、パーティー券についても企業団体については、これは考え直していくという方向で議論をずっとしてきた経緯がありますので、そこも含めて、これは恐らく政府としてというよりは、それぞれの政党、若しくは議会としてどう考えるかという、そういう議論は必要だというふうには思います。ですからこれは、単に東京電力とか電力業界というだけではなくて、あらゆる業界やあらゆる団体について、いろんなことがあればそういった疑念をもたれかねないことなんですよね。ですから、その制度全体の中でしっかりと考えていかなければならない問題だというふうに思います。

Q：ちょっとだけ補足させてください。電力会社という、いわゆる公益事業の独占的な公益事業というのは、他の団体とはまた違うと思いますけれど。そういう点からいって、もっと厳しいチェックが、やはりご指導される立場としても問題なのではないかと、そういう認識がないのかどうかということについてもお答えください。

A：（細野大臣）

確かにご指摘のとおり、こういう事故があると、確かに電力業界は問題じゃないかというお話になるんだと思うんですけども、いろんな業界団体がありますから、それぞれの団体がいろんな、例えば公的な制度であるとかいろんな補助金であるとか、そういったものに関わっているんですね。ですから、こういう事故があったので今回は電力業界が問題になってますが、潜在的にはあらゆる業界についてそういう問題が起こりえる状況なわけです。ですから民主党では、そういう議論をしてきた経緯がございますので、そこは制度全体でやはり考えていくべきではないかなというふうに思いますが。

Q：厳しいチェックをよろしく願いいたします。

○司会

先ほど、後ろの席の一番右側の後ろ側、2番目の方、指しましたので、マ

イクの方、お願いします。それと他にご質問のある方。そちらの男性の方、その次お願いします。

○フリーランス 小嶋

Q：フリーランス、小嶋です。以前から園田さんにちょっとお聞きしてるんですけど。20キロ圏内の取材に関して、今、二次立ち入りが。

○司会

すいません、今、細野大臣です、細野大臣でよろしいですか。

Q：はい、そうです。二次立ち入りも始まっている所で、フリーランス等が20キロ圏内の警戒区域内の取材をお願いしているんですけども、この件に関して園田さんをご検討されてると思うんですけども、細野さんにもちょっとご確認というかどういう形になっているかお願いします。もう一点、冷温停止状態の条件について、敷地境界が1 mSv 毎年ということが資料に表記されていない件について、こちらをご検討いただいていると思うんですけども、こちらの件に関して細野大臣のご見解をいただきたいのと、本日、中期的安全確保の考え方が示されましたが、こちら冷温停止状態の条件に含まれていたと思うんですけども、これが示される以前に、IAEA等で細野大臣が、年内の冷温停止状態を目途としたことについて、どういう理由か教えていただけると助かります、よろしくをお願いします。以上です。

A：（細野大臣）まず取材なんですけれども、確かに、徐々に取材についてしっかりと対応しなければならない。元々対応しなければならないとは思っていましたが、そういう状況が少しずつできつつありますので、そこは最大限対応したいとは思っているんです。ただ、実際に公益立ち入りという形で20キロ以内やっているんですけども、そこでどういうふうに、それこそ取材でキッチリやっておられる方と、そうでない形で、それこそ混乱に紛れて入ろうとするような、そういうケースがあるとすればそれを防止するかというのは、なかなかやるのは難しく、まだそれについての判断ができていないという状況だと思います。そこはできる限り、確かに対応できればしたいというふうには思っておりますので、もう少し時間をいただければというふうに思います。2問目のご質問は、どういうご質問ですか。要するに1 mSv 達成をできる目途が本当に立っているのかという、そういうご質問ですか。

Q：違います。この前の、前回の工程表で、敷地境界1 mSv 毎年ということが表

記されていないんですよ、数字が表記されていない件なんですけれども。こちらに関して、細野大臣としてどういうことをお考えかということなんですけれども。

A：（細野大臣）確かに前回書いてなかったようですが、目標自体は変えていませんので。もう何度かご説明をしているので、あえてまた1ミリというのを書かなかったという経緯だというふうに思います。確か9月も0.4だというふうに推計したかと思うんですが、それはもう1ミリを下回っているということで、あえてまた1ミリを記さなかったという経緯だと思います。そこはハッキリさせておいた方がいいと思いますので、次回は目標は1ミリなんだと、その中で、今、正確に測る途上なんだということを、しっかりご説明をしてこようと思っています。国際的にあれですか、IAEAで私もそのことを言わなかったじゃないかということですか。

Q：違います。その。

A：（細野大臣）ごめんなさい。

Q：冷温停止の条件に、もう一点中期的安全確保の考え方というのが入ってると思うんですけれども、これが今日、示される前にIAEAで年内での冷温停止を目指すという発言をされたことに関して、どういう理由なのかということをお聞きしたいと思います。

A：（細野大臣）ある程度、長期的に目標をしっかり立てて、そしてそれに向かって皆で歩んでいかなければなりませんので、そういうことで私は申し上げました。もちろん関係者としてしっかり協議をした上で、年内ならいけるだろうということでしたので、世界に対してしっかりその辺をお示しをした方がいいだろうということで申し上げたということです。もちろん9月からですと、まだ何ヶ月かありますから、その中で確実に冷温停止状態かどうかというのを確認をする必要があります。今回のこの指示というのは、そういったことを確認をする上で重要な材料をしっかりと保安院として確認をするということだと思いますから、一步一步進んでいるという、そういうご理解をいただければありがたいなと思いますが。

Q：了解です。

○司会

すみません、時間の関係で、先ほどお二人指名してますが、続けてご質問
お願いできますか。

○朝日新聞 杉本

Q：はい。朝日新聞の杉本と申します、よろしく申し上げます。まず今日示された中期的安全確保の考え方についてお伺いいたします。まず、この出てきた内容が、誰もが安全が確保出来て、十分に理解を得られるレベルになっているかどうかということをお聞かせください。それと、かなり内容の表現を見ると適切なのか、こういう何々の機能を有することというような、かなりファジーな書き方をされてると思うんですけども、これで安全の確保が十分に可能かどうかということ、考えをお聞かせいただけますでしょうか。以上です。

○司会

続けて質問してもらいます。

○アエラ 大鹿

Q：アエラ編集部の大鹿です。大臣にお伺いします。今日示された、もう一個の方の東京電力に関する経営・財務調査委員会の方で、今日付けで担当大臣が細野さんから枝野さんになられるという発表もあったんですが、今日付けで変わられるのに、ちょっとお伺いするのもあれかと思いますが、一応委員会報告の中では債権放棄の要請というのは見送られるような文言になっております。大臣も釈迦に説法ですが、今日時点で、東京電力は原子力損害賠償支援機構から資金交付を受けることによって、資産超過の状態になって、賠償さえも弁済するという形になっております。したがって支援機構から、資金交付がなければ実質債務超過に陥ってる状態だということができると思うのですが、そういう格好で国民負担から資金交付を受けて、資産超過になって、約定どおり金融機関には弁済されるという建付というのは、非常に国民負担を最小化するという観点下ではそぐわないのではないかと思うのですが、大臣からご覧になった金融機関の債権放棄問題について、どのようにお考えになっているのかをお聞かせ下さい。さらに機構で今の段階では、この経営・財務調査委員会では、任意の法的根拠のない委員会ということもあって、実質的に診断したカルテを作ったにすぎないと思うんですが、処方箋については、どんな処置をとるかというのは機構なり政治なりの考え方だと思うので、あるしゅ制度設定をキチンとやれば、日本航空の時と同じように何

らかの形で、そのステークホルダーに負担を分かち合うことは可能だと思うのですが、今後機構に移ってから、何らかの制度的な枠組みを考えるお考えはあるでしょうか。以上二点お願いします。

A : (細野大臣) はい。まず杉本さんの方から、この指示についてですけれども、考えるリスクを提示してるのが、この指示書だと思うんですね。つまり放射性物質の放出が、また大きくなるとかですね、後は崩壊熱が除去されるかどうかというのは、また熱がそれこそ上がってくるとか、再臨界や水素爆発などのリスクがあるかどうかというのを、評価をできるように題材を提供してるということだと、指示を出してることだと思います。ですからこれから10月17日までに、まずは東京電力ができるところまで作業をして、若干時間が掛かるものは、その後も作業をした上で回答をしてくるんでしょうから。問題は返ってくる回答に対して、これで大丈夫というふうに評価するかどうかというところが問われるんだらうというふうに思います。当然東京電力の方から出てきた回答はすべて公開をして、評価のあり方についても当然保安院がすべて公開をしますので、その中で国民の皆さんにしっかり安心をしていただけるような判断ができるかどうかというところが問われているんだらうというふうに思います。今回の指示書の中での、この4項目をあげたということに関しては、私も事前に何度か説明を受けていますけれども、考え得るリスクとしては、こういうところはやはり非常に気になるところがありますから、私は適切な項目を提示をして具体的な指示になっているのではないかとこのように思います。二点目なんですけれども、今日は枝野大臣に機構の担当が交代をしたというのは、実は枝野大臣が入閣をされた時点で、まあいろいろと調整をしてそういう話になっていたもので、対外的な公表というのはもちろん今日ということにずっと前からなっていたんですけれども、実質的にはもうお任せをしていたというのが実態なんですね。賠償も枝野大臣がやっていますので、機構もですね、やはりセットでやる方がより効率的にやれるだらうと、一元化してやれるだらうということですので、それ自体はそういうことだということに理解をしております。一方でこれからの東京電力のあり方なんですけれども、今日担当大臣も交代をたしましたのであまり私が今日の時点で踏みこんで言わない方がいいのだらうと思うのですが、やはりしっかり見ていかなければならないのはこういったデューデリの結果を受けての再建計画ですね、これが東京電力から出されることになります。そこはしっかりと見ていかなければならないだらうというふうに思います。この支援機構なり賠償のスキームを作った最大の理由は、しっかり賠償ができて被害者の皆さんにですね、ご迷惑をかけないようにということで作った

わけですから、それを本当にやり得るかどうかということ。さらには企業としてどういった形でこれからやっていけるのかということについても再建計画の中で示されるでしょうから、まずはそれをしっかりと見ることではないかなというふうに思います。

○司会

それでは質疑を続けさせていただきたいと思います。質問のある方、挙手をお願いいたします。続きやりますか。はい。すみません、後ろの方。はい。

○NPJ 日隅

Q：先ほどの質問なんですけれども、本当は大臣にきちんとお答えいただきかったんですけれども、事務方の方から回答があったものですから、それ自体についてちょっとびっくりしているんですね。というのは ICRP 明らかにその比例的な考え方に基づいて放射線防護を行うと知っているんですけれども、それについて先ほどそのバンドを決めて避難区域を決めている避難の方法を決めているみたいなことを言われたんですけれども、そんなことじゃなくてリスクをきちんと評価して、そのリスクってというのは、例えば致命的なものに基づくリスク、致命的なものじゃなくてもそれによって受ける精神的損害等も含めて経済的な評価をこれこれこのようにして行うんだという、その損害の評価まで ICRP は出しているんです。ですので、それに基づいて具体的な防護をですね、行うと。どこまでの除染をするとか、そういうことだと思うんですよ。それを具体的にしていないうことが今、明らかになったと思うんです。つまり ICRP の勧告を無視している、つまみ食いしているということが明らかになったと思うので、ここはきちんと宿題で結構ですので、どういふことをすべきかということをもう 1 回、原子力安全委員会と話をさせていただきたいんです。原子力安全委員会は先ほどみたいな回答で満足するとは思われないので、ちょっと次回まで結構ですので何をしたかということもきちんと、あるいは何が出来ていないのであれば出来ていないということで結構ですので回答をいただきたいと思います。それから、朝日新聞の出している、9 月に出した雑誌で、まずは 100mSv 以下は健康上問題ないんだというようなことができていふことについて、他にもあるんだろうと思うので、できるだけ早く何か広報しなきゃいけないんじゃないですか、ということについての回答を園田さんからいただきたいということと、それから、本日の中期的安全確保の考え方について、ごめんなさい、ちょっと遅れて来たのであれですが、3 年以内に作業を開始ということで、その具体的なその根拠とい

うのがどういうことなのかなということと、それから、安全委員会の方については、前回いわゆるベリーローの数値について5mSv以下だというような趣旨のことを言われたんですけども、これは事務局の見解なのか、それとも委員の方の見解なのか、これをちょっと明確にさせていただきたい。もし委員の方の見解だとするならば、どなたなのかということをお明らかにさせていただきたいと思います。それからフリーとの、園田さんですけども、フリーとの協議についてその後何か進展があればと思います。それから、後先ほど東電の方が津波についての説明で、十分にこの危険性についてよく分からなかったので対策をしなかったというような、簡単にいうとそういう趣旨の答えがあったと思うんですけども、発電、耐震設計審査指針には施設の供用期間中に、きわめて稀ではあるが発生する可能性があると思定することは適切な津波によっても施設の安全機能が重大な影響を受ける恐れがないこと、となっているわけですけども、そうだとするならば、恐れがないことが分かかって初めて供用できるのであって、恐れがあることが立証されるまで供用ができるということではないんだと思うんですけども、そういう発想事態に問題があると思うんですが、保安院は先ほどの東電の回答についてどのような感想をもたれたのかということをお聞きしたいです。以上です。

A：(園田政務官) 私からまず、リスクに基づいて防護を行うべきであるというご指摘でございまして、一度おっしゃるとおり安全委員会からのご指摘を踏まえて、私どもとしての回答といいますか、考え方を整理させていただきたいと思います。それから広報のあり方でございますけれども、いろいろ確かにまだまだ不十分な点もあろうかというふうに考えておりますので、ご指摘を踏まえて今後のあり方についても検討させていただきたいというふうに思っております。そしてまた、フリーの皆様方との協議でございまして、ちょうどですね、今日部屋が取れるという状況でございましたので、明日にでもですね、該当の方々にはご案内を送らせていただきたいと思いますというふうに思っています。一応念頭に置いておりますのは、今週の金曜日の夕刻の時間帯を設定をさせていただいて、場所まで実は押さえにかかっております。正式に決まりましたら、恐らくもう今日この時間、内閣府に戻りましたら取れていると思うんですが、そうになりましたら明日以降ですね、ご案内状といいますか、申し込みも含めてご案内をさせていただきたいと思っておりますので、それに対するお返事をいただければ、恐らくたくさんになりますと限られている人数でございまして、その範囲内で一度はいわば選択はさせていただきたいと思っております。早い者順になるかどうか、ちょっとその辺はこちらにお任せをいただきたいと思いますと思うんですが、いずれにしても私どもからご案内は

させていただいて、それに対してお申し込みをいただきたいなというふうに思っております。

A：（保安院）すみません、ご質問の中で、中期というのを3年程度以内としている根拠でございますけれども、これは政府、東京電力、統合対策室で作っております事故収束に向けた道筋の中で、中期的課題というところをですね、3年程度以内としております。そういうことと、ステップ2が終了しても本格的なですね、廃炉作業にはですね、すぐ入れないだろうと思っておりますので、そういうことで3年程度以内というふうにしております。

A：（保安院）保安院でございますけど、津波のご質問がございました。耐震設計審査指針の津波に対する表現はそのとおりでございます。その上で少しご理解をいただいておりますのは、新しい指針、平成18年に出来ましたが、この際に原子力安全委員会の決定によりまして、その指針そのものはその後の安全審査に適用するというのでございました。ただし、既に稼動しております原子力発電所については、いわゆる規制の外として、行政主導ではございますけれども、耐震バックチェックをすると、そういう流れがございました。その点、まずご理解をいただいた上での私の感想になりますけれども、この地震や津波の問題、これは大変科学的な知見といえますか、様々な知見がもたらされている分野でございます。したがって、先ほど申し上げました中越沖地震の教訓もそうございましたけれども、様々な知見が出てきた場合には速やかにそれを専門家の前で議論して確認していこうと、それが果たしてそういう恐れがあるのかなのかということを含めて、これはなかなかいわゆる通常の工学と違いまして分かりにくい分野でございますので、理学の分野でもございますので、専門家の場でしっかりと検討していこうということで、平成21年に保安院として新しい知見を反映する仕組みというものを作って、少なくとも1年に1ぺん重要な情報が出た場合には、その都度専門家の中で議論していこうと、こういう仕組みを作っておりました。ちょうどその仕組みを作る直前、あるいは中越沖地震の教訓をどうしようかという議論をしていた時期でございますので、結果的には大変大きな問題がございましたけれども、その時点でその恐れがあったのかなのかというのはなかなか判断は難しいかも分かりませんが、専門家がおられる場で議論することが適当ではなかったのかなというふうに考えております。以上でございます。

A：（原安委）原子力安全委員会ですけども、ベリーロードーズ(very low dose)

のことについてご質問ございました。これにつきましては前回かその前かご説明申し上げましたけども、ICRP のパブリケーション 99、これは低線量放射線の影響について論じたものでありますけども、そのレポートの中でそのベリロードーズであるとか、どういうものとして位置付けるかということでそのパブリケーション 99 の第 1 項で、1 mSv の桁の線量をベリロー (very low)、それからその 1 つ上の桁、10 mSv の桁であれば低い線量、ロードウズ (low dose) と呼ぼう、逆に 1 つ下の桁、0.1 mSv の桁であれば極めて低いエクストリームリロー (extremely low) と呼ぼうということで、あくまでも一応そういうふうに呼ぼう、その報告の中ではそういうふうに呼ぼうということで決めてございます。そのことにつきましては、大分県立看護大学の甲斐倫明先生からご教示いただきました。甲斐先生は ICRP の第 4 委員会といたしまして、勧告の適用について検討する委員会の委員も務められております。このことにつきましては、原子力安全委員の確認も取りまして対外的にご説明させていただいております。

Q : 今のからですけれども、同じ恐らく 99 にベリローについては Gy までだと、モデレートについては 100 ミリ Gy で、ローについては 10 mGy までで、ベリローが 1 mGy までで、エクストリームリローについては 0.1 mGy までだということが明確に書いてあると思うんですね。そうすると、ベリローというのは 1 mSv 以下だということが明確に同じ書面の中で書いてあると思うんですけども。

A : (原安委) すいません、それは 99 のパラのいくつで書いてございますか。

Q : 私が見てるのは 99 そのものじゃなくて。

A : (原安委) 99 の第 1 項をご覧いただければ、オーダーオブ mSv と書いてございます。

Q : それは見えます。そこでいうオーダーというのは約という意味であって、10 の桁という意味ではないと思います。

A : (原安委) 桁という意味だと私たちは思っております。というのは、一桁ごとに違うものを掲げてるからであります。

Q : ちょっと聞いてください。私が今説明してるのは、その委員会の作って

る、後でじゃあ見てください、ロードーズエクストラプロエーションオブ
ディエーションリレイティブキャンサーリスク (Low-dose Extrapolation of
Radiation-Related Cancer Risk) という ICRP の第 1 部会が作った、たたき
台になるもので、これは恐らくそのまま 99 にも同じ表現があるはずなんです。
ちょっと 99 は私手元がないんで分かんないんですけど、それを見ると明らか
に 1 mGy までがベリーローだという表現があるんですね。ですので、これをち
よっと確認していただきたいと思います。ロードーズエクストラプロエーション
オブディエーションリレイティブキャンサーリスクっていうことで、
第 1 部会が作ってるものなんですけども。なのでその Gy という表現で Sv じ
ゃないんですけども、 $Gy = Sv$ で考えていいとするならば、多分ちょっと違
うんじゃないかなと思いますので確認してください。それから、先ほど園田
さんが言われた広報については検討していきたいと言われたんですけども、
これは現在既に発行されてるものがそういう状況ですので、本当に早く、前
もこのことについては何度か言ってるので、早めに、安全でないにも関わら
ず安全だという情報が出回ることの方が逆の情報よりも害が大きいと思うん
です。ですのでそれを早めに対応できるように是非していただきたいとい
うふうに思うんです。それから、ごめんなさい支援チームの方で先ほどちょ
っと聞き漏らしたんですけども、いろんな住民の方に説明されてると言われ
たんですけども、この説明の中で 100 mSv 以下のレベルの放射線についての健
康被害についていかなる説明をされてるのか、これは多分先ほどの説明は私
は説明に参加されたというのをおっしゃったので、分かると思うので、それ
がどのようなものなのかということをご説明をいただきたいということと、
先ほどの 3 年以内の件については、いわゆる道筋の中で書かれてることとい
うような表現をされたんですけども、ここでこの 1 ページ目に書かれてる表
現というのは、原子炉の廃止に向けての作業開始まで準備期間という趣旨、
それで 3 年程度以内と書いてあるので、これをそのまま読んじゃうと原子炉
の廃止に向けての作業が開始されるのが 3 年程度以内だというふうに読める
んですけども、その具体的に 3 年程度以内でそのような作業が開始できる
ことについての、何か根拠があって書かれてるのかなと思ったのでの質問な
んですけども、それはじゃあ具体的に根拠はないけれども標語にそうなっ
てるからそう書いたんだということなんでしょうか。以上です。

A : (園田政務官) 広報のあり方でございますけれども、ご指摘は本当にごもっ
ともだと思っております。私どもとしても、正確かつ的確な表現に基づいて
住民の皆様方に誤解を与えないようにご説明を申し上げなければならないと
いうふうに考えておりますので、そういった点では今は直っているとは思

んですけれども、過去にそういった様々な刊行物も含めて問があったということでございますので、それは今後はしっかりと気をつけさせたいというふうに思いますし、また説明会での様々な表現振りも適切に私はやるべきだと思っておりますので、当然そういったこともチームを含めてこれからは気をつけてやっていただいているものだと思いますし、これから行っていくものだと、同じように行っていくものだというふうに考えておりますので、その点はきちっと徹底はさせたいというふうに思います。内容については今担当からご説明させていただきます。

A：（支援チーム）例えば説明の時に、基本線のベースとなりますのは平成 23 年 5 月 20 日に原子力安全委員会事務局より指名され、その後 9 月 8 日付で改定されております、低線量放射線の健康影響についてという考え方がございます。この中でご承知だと思いますが先ほどもおっしゃっておられました 100mSv、正にこの中では 100mSv 以下の被ばく線量による確率的影響の存在は見込まれるものの不確かさがありますと。それでも 100mSv 以下の被ばく線量域を含め、線量とその影響の発生率に比例関係があるというモデルに基づいて放射線防護を行うことが推奨されておると。このモデルに基づき、リスクケースが示されておるけれども、これが全世代を通じてがんのリスク係数としか 100mSv あたり 0.0055、100mSv の被ばくは生涯のがん死亡リスクを 0.55% 上乗せするという、これが 100mSv というもののリスク、あるという影響が比例関係であるという仮定を作ってそれでそういうリスクですよということで、これが一応の説明の政府としての今一番基本の認識だと思っております。私も実際の説明の際のやり取りや何やで、少し表現があれでしょうけれど、例えば私などはそういう意味では 100 ミリでこういうところです、過度に心配されるようなことは、というようなことを申し上げたりすることはございます。正に先ほどの質問ですけども、そういうリスクがあるという評価の中で、じゃあ最適化、おっしゃられた経済性等を考慮しようというのは ICRP の最適化であるかと思いますが、そういった考え方でいかなければならない。ただこのリスク評価が前提にあって ICRP は先ほど申し上げたようなバンドの 20 ミリから 100 ミリとっていて、我々緊急時に 30 がこの場合の最適か、40 が最適か、ということを経済性その他を考える以前に、まず 20 ミリということで対策を取りあえず取ってきたという所でございます。後先ほどのおしどりさんのご質問にあった方では、これはやがてきちんとしたことは規制当局の方から返されると思いますけれども、数字が変わらない部分というのは確率的影響か確定的影響かということですか、あるいはもう一つその数字の上下関係について実効線量と等価線量とかという考え方があるかと思

います。ちょっときちんとしたことは規制当局の方が本来、責任を持って答えるべきでしょうと思いますので取りあえずは今日はこれだけで。

Q：すいません。長くやってもあれなんで、住民に対する説明というのは何かパンフレットか書面というのを出されているんだったらそれをちょっと出していただきたいというのと、先ほど過度に心配をする必要はないと言われたんですけれども、過度に心配しているのかどうか。適切な心配なのかどうかというのは人によって違うと思うんです。それは年齢によっても違いますし、それを付け加える意味がよく分からないんですよね。つまり100mSvだと千人だと5.5人がガンで死亡することになりますよということですよ。10だとすればそれで一桁下がるということなんですけども、そういう説明をすればいいのであってそれを心配するかどうかというのはそれぞれの受け取り方なんじゃないでしょうか。というのがまず一つです。それから先ほど園田さんが言われた広報のあり方ですけれども、これは少なくとも市民に多大な影響を与えるマスメディアに対してだけでも早期に100mSv以下で健康被害がないなんていう報道をするなどということだけでも政府として伝えるべきではないですか。これは9月の段階でもまだなお100mSv以下は健康に問題がないんだということをマスメディアが情報として流しているということが問題なので、それをまず止めるということは至急できるんじゃないでしょうか。以上二点です。

A：（園田政務官） どういう取材に基づいてそのマスメディアの方がそのような報道をされていらっしゃるのかというのは、私も今この場で存じ上げるものではありませんけれども、恐らくそれは政府内から発せられてそういう形になっているということであるならば、私は気をつけていかなければならないだろうというふうに思いますので、マスメディアが報道する、しないという問題よりも以前の問題として政府内での発信の仕方というものをしっかりと気をつけるべきであろうというふうに思っております。

A：（支援チーム） 説明の際につきましてのやり取りは確かに先方のご質問や反応等に応じまして、我々もそこはなるべく慎重にといいますか「恐らくどういう言い方をしてもある程度その議論を呼んだり行われたりすることがございますが」といったことなどを申し上げた上で申し上げたりしています。それからこの0.55パーセントのリスクで例えば何千人いたら何人の人がガンになるといったような用いり方をすることにつきましては、先ほどご紹介しました原子力安全委員会事務局が出しております、文章の9月8日付けの改訂

で、そこからさらに補足的な文章の方をホームページの方に掲載されておられてその中では例えば、この仮説的なモデルをこのモデルを用いて仮想的な症例数を計算することは適切ではないといった見解が国連の委員会ですとか、あるいは ICRP 自身の方が言っているのが幾つか紹介されております。

Q：ごめんなさい。ちょっとやめようと思ったんですけども、今正に言われたことが原子力安全委員会の先ほどのベリーローの議論に掛かることなんですよ。今言われたの正にベリーローの議論ですよ。1 mSv 年以下については、そういうことをするなと言っているんであって、1 mSv を超えるものについて、そういうことをするなんてことは ICRP は絶対言ってないですよ。そこは原子力安全委員会次回までにちょっと先ほど言ったところを確認していただきたいんですけども、それがもうすべての問題なんです。政府のあり方の。それと先ほどメディアに対してこういう報道はするなという言い方はちょっと言いすぎでした。そういう言い方を政府がするのは不適切ではないと思いますので政府としては、こういうふうに考えているんだと。健康被害がないんだということであれば、それは恐らくその社が考えていることだとすれば、それ以外にこういう情報があるんだということ平行して記載してほしいというぐらいのことはできるんじゃないかなと思いますので、それはいずれも両方ともお答えは今は結構です。

A：（保安院）先ほど、3年程度以内の追加の説明をさせていただきます。本日の報道発表資料の方でステップ2終了から原子炉廃止に向けての作業開始の準備期間、3年程度以内と書いております。また毎月公表しております事故収束に向けた道筋についても、中期的課題は3年程度以内としておりまして、これは若干説明が不足しましたけれども、この道筋にも書いてございますように、燃料取り出し作業の開始というのを3年程度以内に行う。また、当然廃炉の時に必要な原子炉建屋コンテナ設置作業の開始というのを3年程度以内というように位置付けているということで、こちらの方も具体的な廃炉作業が始まるのを3年程度以内というふうに想定しておりまして、その考え方で記載をさせていただきます。以上です。

○NHK 石川

Q：NHKの石川と言いますけれども。先週、今日も発表になってプルトニウムとストロンチウムについての発表があったわけですけども。園田さんにお聞きしますが、この発表があつてですね、そういうことがわかって今後の

除染の方針あるいは住民の期間の方針等については、政府としては何らかの見直しをする考えはあるのかどうかというのと。二点目ですね、15日の圧力抑制室についてですね。水素爆発ではなかったという報道があったんですけども、政府としてもそのような分析を進めているのかどうか。水素爆発がなかったとしたら、じゃあ何だったのかと今の時点で思っているのかと。

Q：それから文科省の伊藤さんにお聞きしたいんですけども、確か文科省から今月だか来月ですね、ご出身の方がウクライナに大使としてご赴任なさると聞いておりますけれども、どういう任務でですね、ご赴任なさるのかということと。これは園田政務官にですね、お聞きしたいんですけども。文科省からウクライナに大使として行かれるということについていえば、福島との関連でチェルノブイリの経験をどう生かすかということが使命となっておりますけれども。ウクライナあるいはベラルーシ、ロシア等の大使館に対してですね、原子力災害対策本部として福島事故の収束あるいは住民の被害救済のために、どのような情報を収集するように指示を出しているのかどうかという点を教えていただきたいと思います。それからですね、今月ベラルーシからベルラド放射能安全研究所という所のバベンコさんという方が来日すると。ここは自分と子供を放射能から守るにはという本も出しているわけですが。原子力災害対策本部としては、民間の研究所でありますけれども、私の聞くとところでは大変現地の状況についてはよく知っている研究所であると聞いておりますし、我々も取材したことがありますけれども、こういうせっかく来日した機会ですから、政府としても呼び出してですね、その知見を共有するというお考えはあるのかどうかお聞かせください。

A：（園田政務官）まず、除染の見直しの件でございますが、現段階で除染の方法であるとか見直しを行うということは今の段階ではちょっと考えてはおりません。今までの状況からすると、まだこれから実証実験も行いつつ本格的に行っていくわけですので、その結果を待ってからという形にはなろうかなと。方法のですね、変更などについてはこれからの実証実験の結果がすべてになってくるのではないかなというふうに思っております。基本的な考え方は先般お伝えをさせていただいております。それから、水素爆発2号機についてですね、水素爆発ではなかったという東京電力の第三者委員会がそのような調査結果を出されたということでございますけれども、私も政府の中でそれをまだ確認をする状況に至ってはおりません。したがって今後それも含めて、様々な形で内部がどういう形になっているのかという解析も行っていかなければならないんだろうというふうに考えておりますので、そういった点ではまだまだ原因の特定というか、その2号機につ

いての状況をつぶさに確定付けるところまでは、政府としてはまだ至っていないと、可能性としてもまだ至っていないということでございます。それから文科省さんから大使として、ウクライナやベラルーシに送られたということでございますけれども、災害対策本部としてその中身をですね、何か指示をしたということはちょっと私は聞いておりません。したがって、恐らく外務省なりがそういった話をされているのかも知れませんが、災害対策本部としては、そういったことを承知はしていない、あるいは私自身がそういった情報に接してはないということだけお伝えをさせていただきたいと思っております。それから、そのベラルーシからお越しになられる科学者の方でしょうか、いずれにしてもこういった形で、私どもとしても情報提供していただける方がいらっしゃれば、是非是非お目にかかりたいというふうには考えておりますけれども、災害対策本部としてというよりは、事故対策の政務官としてであれば、是非是非そういう知見をですね、お伝えをさせていただきたいというふうには考えております。

Q：チェルノブイリから20年経ちますと、いろんな研究成果等も溜まっておりますし、やはりそういうものの知見というのは、利用出来るものは利用なさった方がよろしいかと思っておりますのでですね。もちろん、各大使は外務省に属するわけですが、政府内閣から指示を出せばそうした情報収集というものは、当然彼らの任務でもありますし。せっかく文科省からウクライナにですね、文科省出身の方が大使となられるということであるんだっただけで、ぜひともそういうことは有効に活用していきたいと思っております。

A：（園田政務官）はい。ありがとうございます。そういったことも含めてですね、今、経済産業省さんの方でもですね、様々な形で情報の収集というか、海外の方々あるいはそういったロシア、あるいはフランス、アメリカも含めて諸外国の様々な方々との連携というものはさせていただいております。その中で、確かにロシアもいろいろな意見交換という形は随時させていただいておりますので、またこれから密に出来るものであればさせていただきたいなと思っております。情報は本当にありがとうございます。

Q：すいません。その文科省の方から、文科省出身者がウクライナ大使になる。

A：（文科省）文部科学省でございます。確かに文部科学省の次官を経験した者が、最近ウクライナ大使に発令されたという事実は承知してございますけれども、その選定等の経緯については、私は存じ上げておりません。それからもう一点、ちょっと先ほどのプルトニウムが検出されたことと、それから今後の除染への影響についてちょっと補足させていただきますと。プレス発表資料にもございますけれども、今回検出されたプルトニウムの量というのは過去の核実験等による検出されたプルトニウムの濃度の範囲内であることとか、あるいは仮にこれが人体への外部被ばく、内部被ばくにどのような影響があるかについて、プレス発表資料では合わせて試算をしております。その影響は極めて小さいというような評価をしております。したがって、線量評価とか除染対策においては、引き続きセシウム 137、134 の沈着量に注目していくことが適切であるというふうに、検討委員会の専門家の間ではご議論いただいたところでございます。ちょっと補足でございますが。

○東京新聞 森本

Q：東京新聞の森本です。よろしく申し上げます。東京電力の松本さんに伺いたいんですけども。3月7日の日に、明治三陸津波を基にした津波の高さの想定を国に連絡していたという、この件についてなんですけれども、当時打ち合わせの際に、試算の結果を国の方に連絡する際に、明治三陸津波と常磐津波を基にした試算の結果というのは8月の会見でも説明してもらったと思うんですけども、資料の中には1677年の房総沖津波についての試算もされているということが資料の中にあるのですけれども、この房総沖の津波についての試算をしたというのは、これについてはどうしてこれも試算をされたのでしょうか。

A：（東電）はい。こちら地震本部の中で、2002年の時に三陸沖北部から房総沖の海溝プレートでのプレート間での大きな地震がどこでも発生し得るということでの試算でございますし、1677年房総沖に関しましては同じく北部領域では明治三陸沖、南部では1677年の房総沖ということがございましたので、その2つの地震を無理矢理、福島県沖で発生させたらどうなるかというような試算結果になったものでございます。結果といたしましては明治三陸沖地震の方が5、6号機側で10.2メートルというような形で大きな評価が得られたということになります。

Q：北部側で明治三陸沖で南部側で房総沖というのは、土木学会がそれぞれ北

部と南部でその地震を基準としなさいと、そういう方針をまとめていると、そのことでしょうか。

A : (東電) はい、そうです。土木学会さんの方で 2002 年に出された断層モデルが 1896 年の明治三陸沖と、1677 年の房総沖の地震でありますけれども、福島県沖ではそれに相当する震源モデルがないものですから、そちらの 2 つで試算を行ったということになります。

Q : すいません、そうすると元々 5.7 メートルの試算の根拠は塩屋崎地震でしたっけ、を基にやっているとと思うんですけど、その塩屋崎地震を根拠とするのは、つまり 2002 年の土木学会の津波評価技術ができた時にそういう想定を作られたと思うんですけども、その 2002 年の段階で房総沖というのも当然評価はされてるかと思うんですけども、改めてこの段階で評価している結果と、2002 年に評価している結果というのは全く違うものが出ているということでしょうか。

A : (東電) 2002 年といいますか、津波評価技術が策定されたのが 2002 年に刊行されまして、その際その評価技術、いわゆる津波評価技術という評価手法ですね、その評価手法に基づいて評価をして 5.7 メートルという震源モデルを作って評価をしたということになりますので、この評価技術の中には、いわゆる、かつて太平洋沖で発生した地震を基に、私どもで福島県沖で想定すべき地震、あるいは津波の大きさということで決めたものになります。

Q : あの、すいません。つまり 3 月 7 日の時にまとめた資料の中では、房総沖津波というのは 5.7 メートルよりもっと大きな津波が来るという想定の結果が出てると思うんですけども、それは正に震源を福島第一沖に移して試算し直しているからより被害が大きくなるという結果が出ていることなんでしょうか。

A : (東電) そうということです。要はこの試算の段階ではいずれも波源のモデルがはっきりしないということがございましたので、明治三陸沖が福島県沖に、あるいは南の地震が、房総沖の地震が福島県沖で発生するということを仮定した上での試算になります。一方津波評価技術の方に関しては、福島県沖ではこういう断層モデルがあるので、それに従って津波を発生させたらこういうふうな結果になるということに基づいて評価をしていたので、そちら、想定する津波の高さということで 5.7 メートルという結果になりました。

○ジャーナリスト 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。松本さんにお伺いしますけども、9月29日の東京電力の単独の記者会見でしたけれども、竹内公太さんという、8月に福島第一原子力発電所で作業員として働いていたというフリーランスの方が質問しまして、作業員に身体的特徴から、暴力団関係者と見られる人が含まれているのは自分の目で確認していると。マスコミに現場取材を許可しないのは、そういう人たちが幾人も作業しているのが分かってしまうからではないかというふうに指摘して、松本さんが何か調査するようなことを言われてましたけど、この結果がどうなったのかというのが一つ。もう一つが、10月1日から東京都暴力団排除条例が施行されましたけども、東京電力ではこれに対して具体的にどのような対応を行ったのでしょうか。

A：（東電）はい、まず暴力団、当時の竹内さんのご質問は、私どもが、いわゆる暴力団排除協議会を設立していこう、暴力団の繋がりがある企業さんと契約をしたことがあるかというようなご質問だったと思いますけれども、私どもは原子力発電所で働く作業員の方に、いわゆる暴力団、反社会的な勢力が介入しないように暴力団排除協議会を設立いたしまして、元請けの企業さん、それから顧問に警察当局をお招きいたしまして適切に対応を進めているというような状況でございます。なお、実際にそういった暴力団の関係者が請負契約の中に入っていて、解除した実績があるかというようなことにつきましては、具体的な内容につきましては捜査情報に関することでございますので、回答は差し控えさせていただきたいと思っております。それから本日、10月から条例が施行されていることは承知しておりますので、条例の趣旨に従った対応をとっているところでございます。

Q：今の質問で分からなかったのでお伺いしますけど、今なんか、要は天下りの人にもいろいろ相談してか、協議してみたいなことを言っていましたけど、具体的に東京電力に31人も天下りしているわけですけど、警察から。この人たちこの暴排条例に関する対応ですとか、あるいは竹内さんとか、その以前から、竹内さん言われる前から私自身が取材した中でも暴力団関係者が実際作業員としてしているということは松本さんに前に聞きまして、その時松本さんは下請けの方でやっているから東電は直接調査していないというふうに答えましたけど、ここらへの環境、ではその天下りの人たちは具体的にどういうふうに東京電力にアドバイスするなり、何か具体的にどういうことをやるんですか。

A：（東電）はい。私どもで働いている警察官のOBの方に関しましては、料金ですとか渉外の対応などで適切なアドバイスをいただいているという状況でございます。

Q：いや、すいません。全然具体的なお話がないようなので、園田さんに一つお伺いしますけれども、この東京電力の事故以来なんですけど、普通こういうような事故とかがありますと、やはり取りあえずなんらかの法律に触れるのではないかということで、家宅捜索が行われたりとか、家宅捜索は証拠隠滅されてしまうと意味がないので、かなり早い時期にまずやるものではないかと思いますが、実際にはこの東京電力に対して何もそういったこと、動きがないようなんですけれども、政府の方から警察ですとか、あるいは検察という捜査当局に対して、取りあえず今、事故のことを先にやらなければならないとか、そういうような理由で捜査に着手しないように、明示ですとか暗示ですとかあるいは示唆とか、そういうものがあるんでしょうか。

A：（園田政務官）そのようなご指摘の部分はないと思っております。

Q：ですと、その一方でですけれども、全国的に脱原発の集会ですとかデモっていうことが結構盛り上がって人数的にもかなり動員が増えているんですが、そうするとそちらの方に対してはですね警察当局はどこに最近強硬な姿勢を示していて、動画等公開されていますけれども、どう見ても普通に歩いているだけの人をですね公務執行妨害等のいいがかりとしか思えないような嫌疑をかけて現行犯逮捕しているようなのが見受けられまして、これはなんか明らかにバランスを欠いているんじゃないかなって。このバランスを欠いている原因というのはやはりこの東京電力に31人も天下り断トツで他省庁に比べてしてるわけですけど、やはりここに原因があるんじゃないかと思えないんですが、このあたりをですねちょっと一度安藤隆春警察庁長官から事情を聞くとかですね、ちょっと政府としてもきちんとやった方がいいんじゃないかというふうに思うんですけどどうなんですか。この暴力団の関係もですね、これ暴力団もずっと私ここで最初から作業員にそういう人がいるですよってというような話をされていて、松本さんは下請けのやっていることまでは東京電力は直接調査していないと逃げてですよ、今度そういう10月1日から暴力団排除条例が施行されまして、これ多分下請けがやっているから知りませんじゃ通用しない規定だと思うんですよ。今具体的に聞いてもなんか一体何をやっているのか分からない状況なんですけど、警察と暴力団と東京電力の

関係を一度つまびらかにして欲しいんですけど、どうなんでしょうか。

A：（園田政務官）はい。そういう点では捜査当局がきちんと様々な捜査案件については適切に行っているものではないかと思っています。したがって私どもというか、この私の立場で捜査当局に何か指示をするというような立場ではありませんので、当然それは警察当局が行うものであるというふうに思います。したがっていずれにしても私どもはきちんとこの事故収束を行うべくそこに全力をかけていくということでございますので、またそういったことがあればですね、当然ながら警察当局が動くものだというふうに思います。

○回答する記者団 佐藤

Q：ありがとうございます。回答する記者団の佐藤と申します。先に園田さんに20キロ圏内で業務にあたっている公務員の人数についてご報告いただきましてありがとうございます。併せて以前質問させていただいている件で指差しの作業員のやり取り、これは進捗どうなっているのでしょうか。それと統合対策室の議事録、会見録ではなくて対策室の方の議事録がいつからあるかそれについてお分かりになりましたでしょうか。まずこの確認が2つ。それと統合対策室に関する質問なんですけどこれは今日でなくても結構です。確認の上でお答えいただければと思います。まず統合対策室の法的根拠が今どうなっているか。対策室で作成される文書が公文書にあたるかどうか。政府側で費用の発生もあるかと思うんですけども。その費用がどのような処理、どこの部門で会計処理されているかどうか。その確認をお願いします。併せて、統合対策室の政府側の人数が何人いるか。この人数の内、統合対策室、東京電力内ということだと思っんですけども、常駐している人が何人いるか。その常駐している人の役割と本来の所属。それと園田さんが一日あるいは1週間で、何時間位統合対策室あるいは東電内にいるのか。これは会見に出ている時間を除いてどれ位の時間数かということでもよろしく願います。さらに、質問続けさせていただきます。20キロ圏内の公務員との対応関係ではあるんですけども、被災後に20キロ圏内で救護・救援が遅れたりした被災者の人数ですとか、20キロ圏内で捜索されて引き上げられたり、処理された遺体の数がどれ位あるのか。これについて確認もよろしく願います。さらに続けさせていただきます。現場取材に関して、最近のこの会見で条件が整えばやりたいということをお園田さんも政府側の考えとして仰っていましたが、その条件というのがどのような、感じで今検討されているのか。現状どうなっているのかについて、より詳しいお話をお聞かせ下さい。それと、この現場取材の条件は政府内の誰が、あるいはどの部署が、具体的に検

討しているのかも教えて下さい。その検討している人を、会見場に呼んでいただきたいという要望もお伝えいたします。それと質問で。今、司会の方を通してかと思うんですけども、本を一冊そちらにお渡し致しました。福島第一原発潜入記という双葉社から出ているもので、ジャーナリストの山岡さんが書かれたものです。9月27日位に発売されております。これは簡単に申し上げますと、作業員に扮して記者が入ったというのではなくて。完全潜入です。正規な手続きを何ら得ていない、潜入ルポなんですけれども、これ読まれたでしょうか。東京電力松本さんと園田さんに。読まれているようでしたら、感想をお聞かせいただけますでしょうか。それと最後もう一つ。支援チームの方、今日いらっしゃってると思うんですが、ちょっと私聞き漏らしていたら失礼なんですけれども、生活者支援チームと原子力被災者生活支援チームの2つが組織図に出ておりますけれども、今日いらっしゃるのがどちらか、ということと。その後に関してちょっと、どちらからいらっしゃっているかで質問変わりますんで、お答え終わった後に改めて加えさせていただきます。取りあえず以上です。よろしく申し上げます。

A：(園田政務官) 私からですね、元作業員の方、ライブカメラに写っておられた方のその後の状況でありますけれども。私の所にですね、先日もちょっとご報告を申し上げたと思うのですが、より詳細な、私個人のメールでありますけれども、詳細な情報提供が有りまして、それに基づいて今協議をさせていただいている所でございます。それから後、対策室の議事録でありますけれども、すいません、まだ詳細というかそれに対する返答がですね、まだ私の所に上がってきておりませんので、これも上がり次第皆様方にはお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。それから、この統合対策室の法的根拠でございますが、従前もお答えをさせていただいていると思えますけれども、この統合対策室の設置根拠、法的な位置付けというのはございません。ここに皆さん方にお配りをさせていただいておりますけれども、あくまでも原子力災害対策本部に付ける形ですね、政府が事業者と同じ場所で、発電所、同じ現場の情報を共有しながら機能的に指示を行えるよう、事実上の組織として、現在も設置をさせていただいている、引き続き設置をさせていただいているということでございます。それから、公文書にあたるか否かでありまして、当然これ政府内の位置付けでもございますので、そういった意味では、政府内で持っている情報に関しては、それは現有文書として政府内の行政文書として扱われます。したがって、将来的にはですね、公文書としての位置付けにも当然ながら公文書保管法の位置付けの中

に入ってくるものであるというふうに考えております。対象としてなっております。それから、費用でありますけれども、これのちょっとすいません、私も詳細に承知している所でございますので、これは確認をさせていただきたいと存じます。それは人数も然りでございます。それから、どれだけこの中にいるかということでございますけれども、詳細に私も、ここの中に入って何時何分に入って何時何分に出ていったというのは、車の公用車ですね、登録の時間を調べれば正確には出てくるのかなというふうに思っておりますけれども。概算で、どうでしょうか、一日、多い時では会見を除いてですね、1時間半から2時間ではないでしょうか。来られない、全く公務ですね、あるいは国会で呼ばれてというような時期もありましたので、そういった面では全くここに来られない日も当然あったということだけお伝えをさせていただきたいと思っております。それから、大変恐縮なんですけれども、20キロ圏内ですね、救護が遅れたあるいは救出が遅れたという状況でありますけれども、何をもって遅れるのかと、どういうふうに試算をすればいいのかと、試算と申しますか、計算をすればいいのかというのが、ちょっと私、今の直感で申し上げればなかなか難しいのではないかなあというふうには思っております。それから次のご質問もですね、ご遺体の数でございますけれども、これはどういった形で、何をもってその数をですね、お求めになられていらっしゃるのかということが、ちょっとその本意を聞かせていただければというふうに思います。その上でご遺族の方もありますから、当然ながら全体の死者数という形ではですね、今、毎日のように復興本部からも発表させていただいておりますけれども、それがこの20キロ圏内に、限定してということであるならば、ちょっとその辺は、意図をお聞かせをいただければというふうに思います。それから、現場の取材に関しましては、これはご案内のとおり先ほども少し大臣からもお伝えをさせていただいておりますけれども、皆様方にも入っていただくべくですね、今、検討はさせていただいているところでございます。この会見でも何度も大変恐縮でございますけれども、お伝えをさせていただきいておりますが、やはりまだ、その現場のですね、状況が当然ながら皆様方に私どももですね、対応するという状況にはなっていないということは、大変申し訳ございませんが、ご理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。なおかつ、今の現場の作業の進捗状況も含めてですね、その点についてはなかなか皆さん方にも自由に入っていただくという部分は、少しまだまだ難しい状況でございますので、その点についてはもう少しご理解をいただきたいと、その代わりこの間もですね、様々な情報提供という形では、努めさせていただいておりますし、これからもお求めになっている中で、なるべく皆様方のお求めに合うような形で、そういった情報は提供して

まいりたいというふうに思っております。状況が少しずつ、好転をしてくればですね、その時には、皆様方にも入っていただけるような状況というものを、今作るべく努力をさせていただいているということでご理解をいただきたいと存じます。それから、山岡俊介さんが書かれたこの潜入記でありますけど、私は申し訳ございません、読んでおりません。それから、ここに同席をしている者は原子力被災者生活支援チームの位置付けでございます。

A：（東電）東京電力松本ですけれども。お示しいただいた本に付きましては、私も読んでおりません。

Q：ありがとうございます。支援チームの方、原子力の方でよろしいということですね。

A：（園田政務官）はい。そうです。

Q：はい、ありがとうございます。いくつかお聞かせいただきましていろいろとありがとうございます。まず指差しの作業員の方の件、協議中ということなんですけれども、具体的にどういった協議をしているのかどうか教えてください。それと議事録の有無がまだ確認されていないということなんですけれども、この建物の中、あるいは園田さんの管轄の範囲内だと思いますので、直接出向いて自分で確認するのはともかくとして、その場所にいる職員の方に直接園田さんの方から確認しに行くというようなことをして、早めにご回答いただけないでしょうか。対策室の法的根拠がないことは了解しました。公文書であることも了解です。費用と人数については確認をよろしく願いいたします。園田さんが一日あたりあるいは週でいらっしゃる時間、多い時間で1、2時間程度ということで了解しました。それで私の方からお答えすることで、20キロ圏内の救出が遅れたり、あるいは死体の数ということなんですけれども、遺体の数に関しては事故直後からしばらくの間は放射性物質の問題もあって捜索活動等があまりできなかったかと思っておりますので、その後活動再開されているかと思うんですけれども、現段階でどれくらいの数確認できているのか、それを聞いておきたいということです。それと20キロ圏内からの救助が遅れたあるいはどういう人達かというのは、私の方でも改めて質問させていただきます。それと取材の条件についてなんですが、対応する状況になっていないということと、現場が自由にこちら側が歩いて取材する状況になっていないということの二点を仰っていただきましたけれども、基本的にこの2つなんではないでしょうか。核物質が飛散しているからといったことではなく

て人的な状況、あるいは政府側の中で対応する準備ができれば詳しく検討しましょうか、あるいはゴーサイン出しましょうかという話になるのかどうか、それ確認させてください。それと支援チームの方なんですけれども、インターネットで検索しますと、原子力を付けない方の被災者生活支援チームというのは、内閣府の中にあるホームページが検索結果の1番上に出てくるんですけれども、原子力というのを付けて検索しますと、政府内でホームページ、原子力被災者支援チームとしてのウェブサイトというのが存在しないで、経済産業省の中の一部に少し出ていたり、あるいはツイッターでの公式アカウントといったものしか出てこないんですけれども、原子力被災者生活支援チームとして広報のためにホームページを作る予定というのはあるんでしょうか。以上です。よろしく申し上げます。

A：（園田政務官）はい私から。作業員の方はですね、当然ながら協議といえますか、いろいろな情報を提供していただいておりますので、それに基づいてどういった問題点があるのか、課題があるのかというところを今精査をさせていただいているということでございます。

Q：すいません、そうすると、私が最初にお願ひしたのは、記者会見に呼んでほしいというところまではお願ひしたんですけれども、記者会見に出られるかっていうよりは、指差しの方が言っていた内容というんでしょうか、現場にこういった問題があるというふうに言っておりますけれども、その問題をどうやって改善していくか、そっちの方の協議ということでもいいんでしょうか。

A：（園田政務官）仰るとおりです。今私の責任の中でそういったことをどういった課題があるのかをまずきちっと把握をするということを努めさせていただいているわけでございます。

Q：会見に呼んでほしいということに関しての話というのは何か出ていますか。

A：（園田政務官）それについてはですね、明確なお答えを検討させていただいているわけではありませんけれども、現実問題ですね、私ども政府の人間として責任ある立場でこの場で記者会見をさせていただいております。そういった意味では一般の民間人の方をここに連れてくるということに関しては、それはちょっと筋が違ふであろうというふうに考えます。したがって、ここに連れてくるという行為については、私どもは関知しかねると。したが

って今やらせていただいているのは、その方からの頂いた情報提供に関してですね、政府としてしかるべき対応、協議をする必要があるということで、今担当の部署にそういった指示をさせていただいているということでございます。

Q：分かりました。といいますと、それはこの場に呼んでいただきたいという私の要望に関しては今のお答えでノーというお答えをいただいたという理解でよろしいでしょうか。

A：（園田政務官）はい。私のこの会見上での私の責任で行うということであるならば、それは困難であるということのお答えをさせていただきます。

Q：はい、ありがとうございます。

A：（園田政務官）それから、あと議事録でございますけれども、なるべく早く回答ができるように私も催促をしていきたいと思っております。ちょっとどこにあるのかも分かりませんので、あるいはそういったきちっと取ってあるのかどうかも含めて今確認をさせさせていただいているというところで、その返答もまだ来てないということでございます。それからご遺体のことでございますけれども、政府として発表するというのがどういう形で行われているのか一応ちょっと確認させてください。その上でお答えできるものであればさせていただきますし、なかなかその限定してというのが難しいのであれば、なかなか難しいというお答えにならざるを得ないのかなと思っております。ただし全体としてこの東日本大震災における犠牲者、あるいは行方不明者という形ではですね、復興本部で毎日のように確認をされたところから発表はさせていただいているというふうに理解はさせていただいておりますので、その部分での範囲でお答えできる範囲でさせていただけるようにしたいなと思います。以上ですかね、私からお答えするのは。

Q：すいません、もう1つだけ。取材条件を検討している方、会見上で質問できないかということです。

A：（園田政務官）そういう意味で申し上げればですね、今私の責任の中でそのことを議論をさせていただいているところでございます。したがって私がお答えする部分が当然これは東電と政府との統合対策室として議論をさせていただいておりますので、その中で私も加わってというか、このメンバーの中

で議論をさせていただいているということでございます。もう1つ先ほどの件で付け加えさせていただくならばですね、やはりまだ防護服を着た上での作業というところになりますし、私自身もJヴィレッジから防護服を着させていただいて、そしてマスクをした中で現場に入るといった状況をさせていただいておりますので、まだまだそういう状況が続いているということだけのご理解いただきたいと思います。

Q：すいません、その取材条件のことをもう少し、1点だけ確認し忘れました。対応が現在、対応できる状況にないからということが先ほどあったんですけども、取材する側の被ばくを心配するあるいはそういった被ばくしないような手配をするための準備ができていないという、こちら側の被ばくのほうの話ではなくて、政府側、あるいは現場側の手が回らないっていうんでしょうか。受け入れる準備ができていないという体制の問題なのでしょうか。被ばくの問題なのか体制の問題なのかということですね。

A：（園田政務官）被ばくの問題もありますし、あるいは今現地で私も2度ほど入らせてはいただいておりますけれども、現地の状況は日々刻々と様々な対策として変わってきております。したがってその中を見るに対してもですね、先月は入れたけれども、ここは、現在は入れないという状況が私ですらもあるわけですから、作業の状況によってはですね、したがって、そういったことが日々刻々と変わっていきますので、そういった面で受け入れ態勢もなかなか今の作業状況からすると難しいですよということも理由として挙げさせていただきます。

Q：それは、線量マップとの関わりというお話でしょうか。その状況が刻々と変わる先月は入れたけれど、今月は入れなくなったような場所があるとかそういうような事。

A：（園田政務官）それは作業の内容でございます。例えば1号機でカバーリングを今やっておりますですけども、それによってクレーンが2号機と3号機の方から持ってくるという状況になりますと、今までは2号機と3号機のところが通れたにもかかわらず、それを移動する際にはその動線を全部シャットアウトしなければならないという状況にもなります。したがってそういう状況がサイト内については、日々刻々とその作業が進展する状況において動線が色々変わってきますので、近寄れる、近寄れないという所が。した

がってその作業状況を今見極めながらそしてまた皆様方が入って頂く際には、私どもと当然同じように被ばくを避けて頂けるような防護体制を取っておかなければいけないということもありますので、そういったところを総合的に緩和させて頂いて、もうしばらくお待ち頂きたいという判断をさせて頂いているということです。

Q：ありがとうございます。線量マップ等については現場の判断にかかわる所ですけども、こちら側で装備どれだけ用意するとかってというのはこちら側の話なので、そのあたりは特に政府側、東京電力内でそこまで考えなくてもいいのではないかと思います。それと支援チームの方よろしくお願いします。

A：（支援チーム）私どもの組織は先ほどの組織図にもありますように原子力災害対策本部内の組織でございます。ですから私どもの関係で作業しまして最後高い所で決定する場合の文章等というのは、災害対策本部の決定になります。この災害対策本部は本部長が総理であられ事務局として原子力安全保安院がやっております。そういう関係で今我々の作業した文章等についてよくホームページに掲載されるのは官邸の方のページにあたり、あるいは経済産業省のページの方に出てきたりしているとそういうような形で現状ございます。

Q：分かりました。ただこの原子力が付かない方の支援チームは7月に業務をどこか別のところに引き継いでる状況ではありますけれども、単独のホームページを持ってそこで広報しているのが情報を探す側からすると非常に役に立つ状況です。原子力の被災というのがむしろこれからどういった状況が出てくるのかという話ですので、これはチームとしてのウェブサイトを設置してそこで広報を進めていただけないでしょうか。これは要望検討していただきたい事項としてお願いしたいんですけれども。

A：（支援チーム）そのようなご要望があったという事は伝えますので。

Q：はいお伝え下さい。ありがとうございました。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりでです。よろしく願いいたします。まず文科省の伊藤審議官によろしく願いいたします。先日発表されましたプルトニウ

ムとストロンチウムの解析についてなんですけれども、先ほどから過去の範囲内とおっしゃられるんですが過去の範囲内とはどのようなものか。事故前の福島も土壌のレベルというものがありませんでしたら教えてください。そしてその過去の自然環境におけるプルトニウムがどのくらい含まれているか、その根拠となる資料・データ。震災前のものでありませんでしたら、ちょっと調べたいのでご教授下さい。よろしく願いいたします。そして4月の文科省のアルファ核種の解析は4月の資料の4月1日と4月26日の発表でその二つがありますが、その資料には今回の事故によるプルトニウムの飛散は無かったとはっきり明示されております。しかし今回発表のものは今回の事故に伴い新たに沈着したものと考えられるというふうになっております。ですのでこの4月の資料は間違いだったのでしょうか。それともそれ以降の違うプルームによる沈着なんのでしょうか。よろしく願いいたします。そして後敷地外でプルトニウムが検出された事は初めてという発表でしたが、5月25日の大熊町の役場の公式ホームページによりますと東北大学の調査でプルトニウムを検出されておりますが、その他各大学の検査資料・検出資料でプルトニウムを検出されておりますが今回国で初めて文科省で初めて認識したという事よろしいのでしょうか。そして8月4日の記者会見で私が飯舘村のプルトニウムについて坪井審議官に質問しているんですけれども、この4月の資料を持ち出されまして敷地外でプルトニウムの飛散は無かったのでありえないという回答でした。しかしこの資料を見ますと土壌採取日は6月6日から14日。第二期が6月27日から7月8日で、これは8月2日、12日に発表する予定の放射線量と分布マップの調査チームによる資料なんですけれども8月4日の段階でそれはあり得ないとお答えいただいたんですが、この資料は何時の日付で文科省の方に上がったのでしょうか。ご回答よろしく願いいたします。

Q：そして保安院の森山さんによろしく願いいたします。たくさんご回答ありがとうございました。目の等価線量、原子炉規則による線量限度の目の等価線量が決まった日付は何時でしょうか。この全身の実効線量250mSv/年が決まった日付同じ日に目の等価線量・皮膚の等価線量は改めて決定されたのでしょうか。そして目の等価線量を押さえながら全身の実効線量だけは上がるということが物理的に可能かどうかご回答よろしく願いいたします。

Q：そして安全委員会の加藤さんよろしく願いいたします。放射線白内障の閾値を安全委員会ではどのような値と捉えているかご回答よろしく願いいたします。

Q：そして放射線班の茶山さんにお願いいたします。先ほどの他の方の質疑の中で等価線量と実効線量の概念の違いによるとおっしゃられたんですが、等

価線量は吸収線量×放射線の放射線加重係数。そして実効線量は吸収線量×放射線加重係数×組織加重係数のそれぞれの臓器の総和だと思うんですけれども、そうすると吸収線量による相関関係ということで等価線量と実効線量は相関関係があるんですけれども、等価線量を上げずに全身の実効線量だけ上がるということが物理的に可能かどうかご教授下さい。よろしくお願いいたします。そして除染についてアスファルトとコンクリートの除染は放射線班ではどのようなものと捉えているかご回答よろしくお願いいたします。

A：(文科省) まず文部科学省の方からプルトニウム、ストロンチウムの調査結果に関連してお答えさせていただきます。今日の配布資料で申し上げますと 140 ページにこのようなグラフが付いておりまして、全国におけるこれまでのプルトニウム 238 とプルトニウム 239+240 の関係についてということをもとめた資料がついてございます。この見方ですけれども、下にございますようにこれまでの平成 11 年から 20 年度までの間に全国で調査したサンプルを分析してみますと、過去の大気核実験によるプルトニウムの影響についてこのプルトニウム 238 というのが縦軸、239+240 というのが横軸ですけれども、例えばこれを見て頂きますとプルトニウム 238 の一番高い値としては 8.0Bq/m^2 。それからプルトニウムの 239+240 についてみますと最大で 220Bq/m^2 という値が出てございますので、こういった値と比較してという話しを先ほど申し上げた所でございます。それからサイト外でのプルトニウム、土壌中のプルトニウムについてでございますけれどもこれまで文部科学省におきましても環境試料あるいは土壌の採取と合わせて、プルトニウムの測定をしてきてございます。これまで三回発表してございまして 4 月の 1 日、それから 26 日、もう一件あったかと思えますけれども、これらの調査におきましてはいずれも事故由来のプルトニウムは検出されていないという結果でございます。この資料と申しますか今回発表させて頂いた土壌マップに関連した資料の採取は 6 月あるいは 7 月の段階でございましたけれども、まず先にセシウムとかヨウ素の分析をしました関係もございましてプルトニウムについての分析結果が上がってきたのはこの一、二週間とかその位で、9 月に入ってからだというふうに担当から聞いてございますので、8 月の会見の段階で、私の前任者は今回のデータについては承知してなかったというふうに考えられます。以上でよろしゅうございますでしょうか。

Q：ありがとうございます。すみません、ちょっと聞き逃してたかもしれないんですけども。その大熊町の役場にプルトニウムが検出されたらと、ご回答いただいていたっけ、それはすいません。

A : (文科省) すみません、大熊町のプルトニウムの検出については、私は存じあげません。文部科学省の方で過去3回、敷地外で測定してきたプルトニウムでは出なかったけれども、今回初めて6箇所において、事故由来のものであると考えられるプルトニウムが確認されたということでございます。

Q : ありがとうございます。では4月1日、26日の浪江町、葛尾村、田村市、いわき市、広野町で、一切検出されなかったという資料は、資料として間違いが無いということで、今回は新たに検出されたということによろしいでしょうか。

A : (文科省) はい、結構でございます。

Q : 分かりました。では、その詳しい解析などは何時ぐらいに、それ以降のプルトニウムなのか等については、いつぐらいの発表になるのでしょうか。

A : (文科省) 4月1日とか26日の資料が今、手元にあるんですけれども、そこにおきましてもプルトニウムの先ほど申しあげたような238、239、249といった、同位体の組成比から考えて、それは、今回ともうしまししょうか、4月26日に発表した段階のプルトニウムについては、事故由来のものではなかったというような説明も含めて、その時点で発表してございますので、今回改めて、今回出てきたといいまししょうか、確認された6か所の6地点のプルトニウムがどういう由来のものであったかについての更なる詳細な調査というのは、今のところ予定してございません。いずれにせよ事故に伴って他の放射性物質と一緒に出てきたものだろうというふうに考えてございます。因みにこれまでもサイト内では、プルトニウムが東京電力さんのほうの分析によって検出されておりますので、したがってサイト外に出たことが今までの放射性物質の挙動となんら矛盾するものではないというふうに考えております。

Q : ありがとうございます。では4月1日、3月21、22、23のサンプリングの時には検出されなかったということで、このストロンチウムとプルトニウムが、ウエザーリングによるものか、若しくは爆発時のプルームなどによるものかなどの、解析は何時ぐらいに発表されるのでしょうか。

A : (文科省) 検出されたプルトニウムについては、ウエザーリングと申しまし

ようか、事故に由来して飛散して、土壌に沈着したものというふうに判断しておりますけれども、それ以上の挙動について、土壌のマップの検討会において、議論と申しましょうか、調査する予定はございません。

Q：分かりました。これ以上の調査はしないという認識でよろしいでしょうか。

A：（文科省）すみません、どの点についての調査かわかりませんが、引き続き、まだ他の核種について分析結果がとり纏まってないものもございませぬので。あるいはセシウムとかについて、今後、今回報告書にもございませぬけれども、幾つか検討すべき事項というのはございませぬけども、プルトニウムが出てきた由来云々についての検討は特段予定をしてはございませぬ。

Q：これ以上しないという認識で分かりました。

A：（保安院）保安院でございませぬけども、目と皮膚の被ばく線量、これは元々緊急作業にかかる放射線業務従事者の線量限度というものが告示にございませぬ。したがって今回、特に何か決めたわけではなくて、元々何年も前からありますので、ちょっと何時からというのはなかなか今直ぐには分かりませぬけれども、それがお知りになりたいということですか。

Q：すみません、いえ、過去の実用炉規則で、緊急作業時の線量限度はそれぞれありますけれども、全身だけ上がりましたので、目の等価線量は改めて決めたわけではなく、過去のままという認識で。

A：（保安院）そういうことです。

Q：分かりました。全身だけ上げて、目と皮膚の等価線量はそのままであるということ。

A：（保安院）はい、変更しておりませぬので、そのままになっております。

Q：分かりました。

A：（保安院）それで、なぜそうなのかということは、先ほど細野大臣に対するご質問と同じだというふうに認識しておりますので、そこはよく確認してみないと分かりませぬけれども、これは皮膚の被ばく、あるいは目の被ばく、

これは局部被ばくでございますので、その被ばくの対応といいますか状況は全部異なると思います。したがって基本的には、全身の被ばくについて上げたというのは、今回の事故を収束する観点から必要だという観点で設定されておりますので、実態上このレベルが今回の緊急作業にとっても守れるということではないかと思っておりますけども、そこは確認をしたいと思っております。確認した上で、また実際にこの改正の状況について、再度確認をして、分かればまたご回答させていただきます。

Q：分かりました。よろしく申し上げます。

A：（原安委）安全委員会ですけども、ご質問は水晶体に対する線量限度の意味合いということだったでしょうか。

Q：はい。それと放射線白内障の閾値は、ICRPの今年の4月17、21日のソウルでの主委員会の会合の組織反応に関するステートメントで承認されたんですけども、職業被ばくに対する水晶体の等価線量限度は、0.5Gyですので、これはガンマ線の修正件数ですので、500mSv/年と思うんですけども、安全委員会としましては放射線白内障の閾値をどのようなものと捉えているか、ご回答いただけたらと思ひまして。

A：（原安委）まずご質問しながらお答えにもなっていたわけですけども、この水晶体の線量限度、これは水晶体の等価線量ですけども、これは水晶体における確定的影響を防止するという趣旨で定められておるものでありまして、それについてはICRPのほうではいろいろ新しい研究成果に基づいて一回の短時間被ばくでの水晶体の確定的影響がどれ位の閾値で起きるかという新しい知見、重ねておりまして、これまでICRPが言っていたのに比べれば低い線量で起きる可能性があるということが言われているというふうに承知しております。

Q：分かりました。では、安全委員会としては特に閾値はこれ位の値とは認識していないと。

A：（原安委）安全委員会としては独自にですね、そういった調査研究を行っているわけではございませんので。むしろICRPとして勧告なりなんなりの形で出てきた暁には放射線審議会を中心に日本の規制体系にどう取り入れるかというご議論がなされるべきものと考えております

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（支援チーム）加藤審議官のお答えが正確かと思いますが、おっしゃられたような実効線量の定義の式のほうで、例えば一部の臓器の等価線量の数字を上げたら、合計するとそれは上がるということになりますが、規制の値としてはそれぞれ等価線量も実効線量も、等価線量は等価線量で守らなければいけないし、実効線量は実効線量として守らなければならない値だということ、多分その辺りが連動で確定的影響のことを考えているから、だから連動して何か上げたりというようなことは、されていないんだというふうに理解しております。きちんとしたことはこういう規制関係の方々のお答えのほうでご理解ください。

Q：すみません、分かりました。ちょっと分からなかったですけども、その実効線量は等価線量の組織荷重係数を掛けた総和ですので、その前身の実効線量を上げた時に各部署の等価線量は上がらないと今回は考えてるのでしょうか。

A：（支援チーム）実効線量の場合、むしろ確率的影響のこと等も考えて決められるようなところでありますから、計算式的に構成要素を上げれば、大きくすれば結果として合計は上がるわけですけども、実際に守る現場のほうではむしろそれぞれ実際に測定の際そういうのを足し上げた形というよりは、付けているポケット線量計等の値等で守ったりしております。現実的にこの2つの値が其々の値として守らなければならないもので決められておると。何か片方を上げたことでもう片方を必然的に上げなければいけないという性格のものではないんだと私は理解しております。

Q：はい。その法律的な性格ではなく、物理的に可能かどうかをご回答いただきましたんですけども。

A：（支援チーム）可能と言いますか、仮に眼の等価線量が限度としての規制の上限値ではなくて、実際にその計算結果がどうなるかといえば、構成要素が上がれば総は当然あがることになります。ただ、どの数字を守らなければならないかという、それぞれ等価線量、実効線量で意味合いの違うところもあるので、その構成要素を上げる規制値を作ったからとい、全体を例えば上げた時に構成要素も上げなければいけないとか、そういうものではないと思

っております。

Q：分かりました。先ほど、確率的影響とおっしゃられましたが、放影研の資料によりますと、0.5 から 2.0Gy で、確定的影響として水晶体周辺部脂質混濁が始まるというふうに出ているんですけども。

A：（支援チーム）実効線量は、確定的影響を考えて規制値を考えていきます。

Q：分かりました。では、除染について、アスファルトとコンクリートの除染についてよろしく願いいたします。

A：（支援チーム）先般 8 月 26 日に決定いたしました原子力災害対策本部の除染の考え方とその時に合わせて除染の方のガイドラインのほうを示しております。その中でおっしゃられたものについて言えば、道路の形ですね。その市町村による除染実施ガイドラインの中で道路について書いてございます。例えばそこを読みましようか。アスファルトで舗装された道路はアスファルトの継ぎ目やひび割れ部分のブラッシングや側溝の清掃、側溝内の泥の除去後、高圧洗浄等といった方法により、等により、線量の低減が可能です。これに加え道路の表面の削り取りや再舗装等により、より一層の除染線量低減を行うことが可能です。ただし、表面の削り取りは大量の廃棄物を発生させることから、まずは清掃等を実施した上でモニタリングを行い、それでもなお、線量が下がらない場合にその実施を検討してくださいと。なお、道路は周辺の森林や農地の影響による再汚染の可能性があり、除染の効果が持続しないということも、しないことも想定されるため、必要に応じてモニタリングを行ってください。というふうに書いてあります。また、一般にこのガイドライン等についてはまたこれからも知見をいろいろ加えて見直したり、新しい情報等は知見が得られれば、どんどん提供していきたいと考えております。

Q：分かりました。ありがとうございます。南相馬。

○司会

すみません。ちょっと長くなりますので、一旦他の人に回させていただきますか。たくさんいるので、大変恐縮ですが。

○NHK 花田

Q：NHKの花田と申しますが。保安院の森山さんに伺いたいんですが、今日、出ている中期的安全確保の考え方について何点か伺わせてください。改めての部分にもなったら恐縮なんですけど、ステップ2の目標の中に含まれている10月17日までの分というのがあって、炉注とか汚染水の浄化とかですね、非常に重要なものが含まれていると思うんですが、この内容を見るとですね、今まで大体対策とか聞いたような項目というのがほとんどというか全部なんかそういう感じがするんですけど、正直、保安院としてこれどれ位の上積みをお求めているのかというのがうまく伝わってこないところがありまして、報告期限も2週間という短い期間なので、保安院としてどの辺りを上積みしたり強化したりというのを求めているのか、もうちょっと具体的に伺えますかね。

A：（保安院）担当の山形からご回答いたします。記者の方の目から見るとですね、目新しくないんじゃないかというふうに見られるのかもしれませんがけれども、これの目的は現在の対策がですね、きちりと中期的に続けることができるのかということをお主眼に置いておりますので、当然その何か新しいことが加わっているというものではないのかもしれませんが。ただし、我々のほうで実際の計画をきちりと見て、今の設備がちゃんと事故が起こっても停電ですとかポンプの故障、そういうものが起こっても大丈夫かどうか、そういうことをですね、確認していきたいというふうに思っております。

Q：分かりました。あと、すみません。2つあるんですけど。こういった設備のですね、今の山形さんのお話にもあった設備というお話ありましたが、それは例えばホースを使っている炉注とかですね、中期的な点でいうと配管とかにしたり、ポンプを安定性のあるものにしたりとかですね、3年位というのを見越すと、そういった対応も必要になるのかなと思うんですけど、そういったことをこの中で求めているというわけではないんでしょうか。あと例えばもっと先の小ループの炉注とかですね、本格水処理とか、こういったものの扱いについてはこの評価の中ではどのように考えられているのでしょうか。

A：（保安院）まず、ホース、ポンプの類につきましては、これはひとつひとつですね、その材質を確認していきたいと思っております。例えばホースなどですと、これからもし東電からの報告で、3年間もつという計画であれば、3年間もつ材質が使われているかどうか。また例えばですけれども、1年に1回取り替えるという計画であれば1年程度もつかどうかというようなこと

を確認していくことになると思います。また、その小ループですとか、本格施設というお話がございましたけれども、今のこれは実際に計画を見てみないとわからないですけれども、4キロで長いということで問題があるというふうには別に考えておりませんので、4キロなら4キロなりのその中をどのようなレベルの放射性物質の水が流れているのか、高いのか低いのか、それに対するホースの仕様が適切かどうかということをチェックしていくことになると思います。

Q：分かりました。後、今のお話であったその設備、どれぐらいの期間だとどれぐらいもつかといったところは、例えば資料でいうと別紙1の7ページのTとかにあたるのかなという気がするんですけど、これは適切と認められる規格及び基準によるものというのは、その基準というのは安全設計審査指針を参照にしてるのかなというのを確認したいのと、後先ほどポンプが来られたら大丈夫なのかとかそういったので見るというお話がありましたけど、いろんなシナリオを作ってそれぞれにイベントツリーみたいな感じにして見ていくというイメージなんですか。

A：（保安院）正確な規格名は忘れちゃったけれども、ホースですとJIS規格というものになるかもしれません。すいません、正式な規格名は覚えてないんですけど、そういう工業規格でこのホースであればどれだけの圧力に対してもつかどうかと、また夏場は暑くなりますのでそういう暑さにも耐えられるのかどうかということ、東京電力が勝手に判断するのではなくて、そういう工業規格などで認められているかどうかということ判断していくことになります。それと事故の評価でございますけれども、これは当然3月11日からというか、もう少し後からかもしれませんが、これまでに起こった様々なトラブルについては、当然のことながらすべて評価の対象にするということでございますし、また長期間の停電ですとか設備は、これは理由を問わず長期間停止した場合、そういうことをシナリオを作ってどのようになっていくのかということの評価してまいります。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。まず東京電力松本さんに。炉内の水素の発生なんですけれども、先日もご説明いただいたんですが、だいたいその水ジルコ反応でできたというお話なんですけど、後どのぐらい発生するものなのかという推算というのはできるものなののでしょうか。それは評価されてますで

しょうか。それから以前からお伺いしてるんですが、何度も申し訳ないですが海江田大臣が線量計を持たないで作業をしているということを知っていた件、これは10月に公表されるということですが、調査結果というのはどうになりましたでしょうか。それから生活者支援チームか文科省どちらでも結構なんですけど、今日いただいた資料で放射線モニタリングアクションプランというのが1個くっついているんですけども、これは今までのモニタリングと何か違う部分というのはあるのでしょうか。もしあればどういった点が違うのかご説明いただければと思います。

Q：それからこれは園田さんになるんでしょうか。環境省の実証試験なんですけれども、これはいつ頃を目途で結果が出るかというのってあるんでしょうかね。もうそろそろ出てもいいのかなという気がするんですが、その辺を教えてください。それからこれも同じく園田さんに。先ほど細野大臣がいらっしやった時にとと思ってたんですが、年間1ミリにした場合の1ミリのエリア、福島以外も含めるとということなんですけど、全部を除染すると除染する作業期間というのはどのぐらいになるのか、その見積もりみたいなのがもしあれば教えてください。それから同じく園田さんに、避難区域の解除というのが一部で出ていますけれども、今後区域を解除する場合に、例えば今回の場所もそうなんですけれども、先に除染を済ませてから解除ということが考えられないのかどうか、お答え教えてください。これは先に人を帰してから除染するというのは、まず住民の方々に被ばくのリスクを含めて、被ばくのリスクと除染の作業を押しつけてるというふうにはしか見えないんですけども、その辺は認識はいかがでしょうか。

Q：それから、文部科学省伊藤さんに。今現状モニタリングを基本的にはガンマ線で空間線量を測っていますけれども、これは近いところを考えると、ベータ線のモニタリングというのが必要なのではないかなと思うんですが、セシウムだからというお話をするのであれば、セシウムは基本的にベータ線ガンマ線両方、ベータ線被ばくというのも非常に危険性があるのでその辺のモニタリングはされないのでしょうか。今後のその危険性の認識というのはどういうふうに見てらっしゃるのでしょうか。それからこれも文科省の伊藤さんに。先ほどICRPの関係で、単に被ばくの線量だけではなくて総合的なリスク評価、それから損害評価というのを考えるべきではないかというお話がありましたけど、学校の20mSvを決定した時に文科省としてはその辺はどういうふうの評価されていたんでしょうか。例えば20を5ミリなり1ミリという上限にした場合に、いくつの学校が開けられていくつの学校が開けられなかったのか、その数字をもしあれば教えてください。以上お願

いします。

A：（東電）東京電力でございますが、事故発生時に水ジルコニウム反応で1号機で申しますと約800キログラム弱の水素が発生しておりますので、そういった解析等を用いて残量を評価していきたいというふうには考えております。あとどれぐらい出てくるかについては、こちらは注水が途絶えた後どういふふうシナリオを書くかによりまして相当違ってまいりますので、色々なケースがあるかと思っておりますのでその辺はよく検討したいというふうに思っています。特に先ほど申しましたとおり、注水がない場合には水素が発生しませんので、そういう意味では非常に難しい評価ではなかろうかと思っております。それから海江田大臣が線量計を置いた作業員がいるというようなことをおっしゃった件でございますが、こちらに関しましては現在報告の内容を取りまとめる段階でございますので、近々皆様にお知らせできるのではないかというふうに思っております。

Q：すいません、今の1件だけ。近々というのはいつ頃になるのでしょうか。最初の8月の時点では8月いっぱいと言われ、その後段々延びているんですけども、10月の初旬に公表というお話が以前あったと思っております。

A：（東電）そういう意味で、今最終的な取りまとめを行ってる段階でございますので、近々公表できるというふうに思っております。

Q：分かりました。

A：（文科省）文部科学省でございます。まずアクションプランの内容について、今日お配りした別冊というものの6ページをちょっと見ていただければと思いますけれども、5市町村の帰還を支援するというところで、そのこのところこれまで行ってきたモニタリングに加えて、今回のモニタリングっていうのがいくつか列挙してございます。例えば6ページのカタッコ2のところ、生活圏に着目した走行サーベイであれば、今までは学校など公共施設を主要なポイントとしてサーベイしてきたところでございますけれども、今後は、例えば生活を中心としたモニタリングを行うとか、カタッコ3の自治体の要望を踏まえたモニタリングといったところでは、飲用の井戸水、地下水のモニタリングでございますとか、河川、水源地のモニタリング、こういったところについて、今回新たに力点を置いて調査しようというものでございます。またスケジュールというのも4というところがございますが、一応の結

果について11月頃までに取りまとめて公表すると、一部の地域については2月を予定してるところでございます。それから、ベータ線の地表面と言いますか、土壌のベータ線の測定が必要ではないかというふうなご質問だったと思いますけれども、土壌につきましては今回、土壌の濃度マップの策定にあたりまして、ベータ線核種、内部被ばくに影響の大きいストロンチウムの影響について調べてございますので、そういったデータをもとに今後のモニタリングを進めてまいりたいというふうに思っております。それから学校で4月の段階で20mSvというのを校庭の利用制限の一つの目安値として採用させていただいたところでございますが、その4月の時点では20mSv、年間超えると想定されていた所は数校あったと思います。全ての学校について公表してございますので、10mSvだったら、対象が幾つになるかというのは数えれば分かると思いますが、手元には、ちょっとお答えすることが出来ません。それから先ほど、この場をお借りして、木野さんからご質問に対して埼玉と千葉の空間線量率について高いところのバンドについて私は先ほど、0.5から埼玉について0.5から1.0 μ Sv/hのバンドが一番高いというふうに申し上げましたけれども、誤りでございまして0.2から0.5でございます。訂正したいと思います。先ほど、0.5から1.0と申し上げたのは群馬の方で観測された高い線量のバンドがその範囲であったという事でございます。以上です。

Q：分かりました。今の関連で、まずベータ線の測定なんですけれども、まずベータ核種をやるのは分かるのですが、空間線量というか普通に外部被ばくを考えるのであればセシウムがこれだけ沈着している状況でベータ線の測定は必要ではないかなというのが素朴な疑問何ですけれども、その辺はセシウムはベータ線被ばくには影響しないというそういう評価になるのでしょうか。文科省さんとしては。

A：（文科省）セシウムはベータ線を出すからそれも測るべきではないかということでございますでしょうか。質問の趣旨が。

Q：現状測定されていないので、リスクの評価というのをされていて、影響がないというのであれば問題はないと思うんですけれども。その辺のリスク評価というのはどういうふうになっていてなぜこれまで一度もやられていないのか、その辺の理由を教えてくださいと思います。

A：（文科省）セシウムガンマ線を計ることによってセシウムの濃度は分かるしますので、そのベータ線による外部被ばく線量というのは理論的に求めること

は出来ると思います。ベータ線による被ばく線量が殆ど影響度、寄与度は小さくなるでしょうし、むしろ、その影響として考えないといけないのは食品として摂取した時の影響かと思えますけれども、食品として摂取した時の内部被ばくへの影響につきましてはガンマ線、ベータ線を含めてセシウムの摂取限度とかを計算する時には加味しておりますので、したがってセシウムのベータ線だけを取り出して測定する必要性よりはガンマ線を測ってそこにセシウムがどれだけあるのかということを知ることの方が重要じゃないかというふうに思います。

Q：分かりました。ただ、一方で例えば街中の水溜りであるとか等々考えると勿論、ガンマ線の被ばくもそうなんですけれども、発電所の構内もベータ線被ばくもそうですが、そういった危険性のリスクの説明というのは、これは住民の方には充分されているというふうにお考えでしょうか、そうすると。

A：（文科省）セシウムのベータ線被ばくのリスクに限って説明しているかどうかについて承知してございませんけれども、先ほど申し上げたように外部被ばくにせよ、あるいは、摂取することによって内部被ばくというのは充分評価はしていると。逆に例えばセシウムによるベータ線の水溜りと申しましうか、非常に高い濃度のセシウムがあって、ベータ線被ばくを懸念するような状況というのはそもそも高いガンマ線が検出される筈ですので、そちらの方を先ず注目すべきではないかというふうに思います。

Q：分かりました。

A：（園田政務官）除染の実証実験でございますが、今、各市町村毎で計画を立てていただいておりますので、それに基づいてこれから具体的にやっていくものだと思っております。どれだけの期間がそこに掛かるかということになりますと、それはいろんなバリエーションがありますので、ちょっと今この段階ですと、全てにおいていつからいつまでにそれが終わるというようなことってというのは、ちょっとお答えしづらいのかなというふうには思っております。それぞれの地域ごとによって、それぞれ特色がある状況を今作っていただいているところでございますので、それを基にこれから実証実験に入って行くということになります。それから、1 mSv に関してはですね、これもまた今、具体的にこれから各市町村からそういった色々なお話が上がってくるというふうに、承知をいたしておりますので、その計画に基づいて、しっかりと私も国としてもですね、支援をしてまいります所存でございます。それ

から、区域の解除の考え方でございますが、今後ですねいわゆる、ステップ2というものが終了するという段階になった時に、そこから具体的にですね、どういう形で、その区域の解除というものが行なっていけるものであるかというところを政府内で話が出てくる訳でございます、今の現段階で、何か具体的な話が出ているということではございません。

Q：解りました。すいません。まずその、環境省の実証試験なんですけど、これはそうすると今のところは実証試験というものはありますけど、期間というのは全くちょっと目処が立っていない状態なんですかね。いつ頃やって、いつ頃その結果が出て、それに対してどういう形で国からサポートするかっていうのを、それからの話だと思うんですけども。これはまだ目処立ってないということではよろしいですか。

A：（園田政務官）恐らくそうだと思います。お金についてはですねもう、これは福島県に入っておりますので、後は福島県を通じてですね、各市町村にお金がきちっと財政的な部分については問題なく回っていくというふうに思っております。

Q：技術的な部分に関しても、そうするとまたこれから実証試験の結果で、何かいろいろやるというお話ありましたけれども。技術的に可能かどうかというのも、それかということですね。

A：（園田政務官）今、これまではですね、例えば農林水産省なら農林水産省の中で研究所を使ってですね、森林研究所だったかな、独立行政法人がありますので、それぞれの所管の研究所の中で、そういった実証試験っていうのは行なっていただいております。そういった技術的な知見に基づいて研究実施法人が作られましたので、それに基づいて今、各市町村ごとで計画を立てていただいていると、それを更にですね、様々な事業者をどういう形で使っていかつという所の支援なり、私ども国が持っている知見なども参考にさせていただきたいなあというふうに思っています。

Q：すいません。1つ確認なんですけど、今のお話が福島県内のお話でしょうか。それとも、福島県以外のところも含むんでしょうか。

A：（園田政務官）福島県内の話でございます。

Q：福島県外というのは、まだそうすると細野さんが1ミリをやるというお話ありましたけれども。これからということになるんですかね。

A：（園田政務官）まだ具体的にですね、都道府県から話が上がって来ておりません。財政的にはですね、私どももその用意はさせていただいております。また三次補正中にもですね、それを盛り込んで行こうという方針は、出ておるんですが、具体的にまだ各市町村からですね、県を通じてそういうお話をいただいているということは聞いておりません。

Q：解りました。

○読売新聞社 高田

Q：すいません。度々、読売新聞社の高田です。出たり入ったりしてるんで、もし質問が出てたら恐縮です。松本さんと森山さんに伺いたいんですけども。先だって来、問題になっている、あの墨塗りの手順書の関係なんですけれど。先日のあの報告徴収を受けて東京電力さんの方が、1号機についての手順書で公開により安全上の支障が生じる場合というのについて今日までに報告するという事になっていたと思いますが、報告をなされましたでしょうか。なされたとしたら、その内容はこういったものでしょうか。また保安院としてはそれどういうふうを受け止めてらっしゃいますでしょうか。お答え下さい。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますが。本日が1号機分については期日になっておりますけれども、まだ、現在取りまとめている段階でございます。報告書という形で保安院さんの方に提出がまだできておりません。本日中に提出するべく今、準備を進めている段階でございます。

A：（保安院）保安院でございますけれども、提出がありましたら、その内容を精査してまいりたいと思います。

Q：精査には、一定の時間がかかるということでしょうか。

A：（保安院）そのどういったご回答をされるかにもよりますが、いずれにしてもその内容については精査をしてまいりたいということでございます。

Q：精査後については我々にも、公表して下さるということでよろしいですか。

A：（保安院）基本的には情報公開法と同じような手順を踏んでおりますので、その段階でまたどういった形で公開させていただくかは、よく検討したいと思っております。

Q：よろしく申し上げます。

○ジャーナリスト 寺澤有

Q：ジャーナリストの寺澤有です。さっきの質問ちょっと松本さんに一点確認しますけれども。さっきの私の質問に、松本さん操作に関することだからお答えできないって言ったんですが、これつまり、今東京電力が警察から暴力団に利益供与したってことで、捜査受けてるってことなんですよ。

A：（東電）私どもが捜査を受けている訳ではございませんで、暴力団排除協議会を通じて、いろいろな情報交換をする中で暴力団関係者の情報が警察を通じてあるということがございますので、そういった所の情報を共有させていただいているってことになります。

Q：そうすると、ちょっとよく分からないんですけども。今この記者会見、要するに私自身の取材を通じてもそうですし、これまでの報道もそうですし、先ほど本を出ましたけれども。この山岡俊介さんの福島第一原発潜入記、これも山岡さん私の友人ですから、送って貰って読みましたけど。こん中にも暴力団が作業員として何人も働いてるのが出てきますし、あるいは多重債務者と見られる方達をですね、暴力団が手配主となってこの福島第一原発に送り込んでる様子も出てきますよね。そうすると、今現在なんですかね。この記者会見やってる今現在、福島第一原発で暴力団関係者作業員として働いてんですか。あるいはその作業員を送り込む手配主のようなことに、暴力団関係してんですか今現在。

A：（東電）はい。そう言った書籍の中で、言及があるですとか。先日の会見で、竹内さんという方が、そういったご発言をされたってことは今知りましたけれども。そういう意味では、今のところ私どもの中で暴力団の人が、現時点で発電所働いている所については確認できておりません。

Q：すいません。園田さんに言いますけれど、私も6月からこの暴力団が福島第一原発の作業員としているだとか、あるいはその作業員の斡旋で関わって利益を得てるって話を何回もしてますし、その後も同じような報道がいくつも出てます。この山岡さんの本も是非読んでもらいたし、これにもかなりご自身が見た目で書かれてますよね。そうすると、いろいろ暴力団排除だとかいろいろ言われてますけど。東京電力はですね、暴力団に今現在でも、これかなりの利益供与をしている状態が続いていると思われるんです。今の松本さんの説明では、これ政府は放置しておくんですか。

A：（園田政務官）具体的な話があればですね、先ほど申し上げたように適切な捜査が行われると思います。

Q：これまで具体的な報道いくつもありますし、この山岡さんでもご自身で実際にそのこの原発に入って、そういうのを見聞きして書いているわけですから、具体的なのってこれまでにいくつも出ていると思うんですよ。それでさっきのですけど、園田さんが、要するに警察がそういうことあればやるでしょうということなんですけど、じゃあ園田さんとしては警察がそういうことがあればやるでしょうっていうことで良いいってことなんですよ。

A：（園田政務官）捜査権限を持っているのは警察庁でございます。

Q：ええ。それは分かっていますけど、園田さんの方からこういうようなことが度々言われているし、報道されてるし、会見でも出てるけどっていうような話を警察庁なりにする気は無いんですよ。

A：（園田政務官）あの、申し訳ございませんが、私は具体的な確かな証拠を持っているわけではございませんので、私から申し上げるということとはできないと思っております。

Q：分かりました。園田さんがそういう姿勢だということで。

○NPJと吉本興業 おしどり

Q NPJと吉本興業のおしどりで。よろしく願いいたします。先ほどの質問の続きからよろしく願いいたします。茶山さんなんですけれども、アス

ファルト、コンクリートの除染についてですが、南相馬、いわき、飯館の先に除染をした話によりますと、高圧洗浄器ではアスファルトの線量は一切下がらないということで、一昨日、福島第一原発で事故以前から作業している方にお聞きしましたところ、コンクリート、アスファルトなどは複雑な構造の中に吸着いたしますので、水では落ちない、削り取らないと除染はできないということをお聞きしたんですけれども。これから、住民の方々が除染されるにつれて、これからの見解。アスファルト、コンクリートの除染での詳しいこれからどうして行くかなどをもう少し教えていただけたらと思います。

Q：そして、東京電力にお願いいたします。電離放射線障害防止規則第45条によりますと、実効線量と、目の水晶体の検査と皮膚の等価線量検査、その等価線量を測定して5年間保持するとなっておりますが、現在その目と皮膚の等価線量は記録して保持はされているのでしょうか。

Q：園田政務官にお聞きします。この電離則56条の6ヵ月ごとの健康診断が福島労働局に確認いたしますと、研究作業ということで毎月実施していただくように3月16日に東京電力に、そしてそれ以降何回かに分けて元請関係に文書でお願いしてあるとのことですが、しかし、この56条による電離放射線健康診断と同等のものということなのですが、なぜか白内障による目の検査だけ抜かれており、代わりに体重の検査が付け加えておられるのですが、なぜこのようなことになったか。この労働局の方は、それはちょっと理由がわからないということでしたので、園田政務官にもしご存知でしたら、そしていつかまたお調べいただけて、ご回答いただけたらと思います。よろしく願います。

A：（支援チーム）これまでの雨その他です、ある程度水で流れる分は流れたという場合にはですね、高圧洗浄だけで効果がないというようなことはあるかと思えます。例えばそういうの試してみて、先ほどのガイドラインの考え方では、試してみて、なお下がってない場合に、例えばその削り取りですとか、最舗装。おっしゃられたような、削り取りが効果があったというのは聞いております。例えばそういったようなことが次に考えられたりはするかと思えます。表面以外には空間線量下げのためには、例えばかなり広い面をなるべくやっていると、やった範囲の真ん中の点というのは比較的下がってくるというようなのはあるかと思えます。

Q：これから、住民の方々が自治体と協力して除染をしていく時に高圧洗浄機を購入するかどうかというのが、1番のトピックになっておまして、しかしそれでアスファルトの線量が下がらないということがなかなか認識されて

いないと思うのですけれども。この被災者生活支援チームの放射線班として、より詳細なガイドラインを提示していくというお考えはあるのでしょうか。

A：（支援チーム）このガイドライン自身はガイドラインの中にも実際書いておるんですけれども、とにかく今緊急的にこれをやっていこうという、そもそも緊急実施基本方針に基づいて作ってますんで。これからのいろいろな知見等をですね、踏まえてブラッシュアップというか、あるいは追加的な情報をどんどん提供していくなどといったことはやって行かなきゃいけないことだと思っております。

Q：分かりました。では、以前おっしゃっておられた南相馬と伊達市の除染のモデル事業の発表はいつぐらいに公表されるのでしょうか。

A：（支援チーム）結果については、終わった後ということになります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

A：（園田政務官）目の等価線量の件でございますですね。すいません、ちょっと私も先ほどの問い合わせについて持ち併せてございませんので、一度確認をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

Q：よろしくお願いいたします。

A：（東電）東京電力でございますが、目と皮膚の線量がどういうふうに記録されているかについても確認させていただければと思います。

Q：分かりました。これはもともと事故にならずとも、実施するというものになっているんですけれども。

A：（東電）はい。そうです。こちら放射線作業従事者は、全身とあと内部被ばく、目、皮膚が記録項目になっています。

Q：分かりました。では、法律的にこれはしないといけないということで、過去高線量被ばくされた方々の目と皮膚の等価線量も公表はしていただけるのでしょうか。

A : (東電) 現在、記録の状況調べたいと思っておりますので、確認したいというふうに思っております。

Q : よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○NPJ 日隅

Q : すいません。私、質問というか先ほどの件の補足なんです。というのが、ICRPの99のレポートと、私の先ほど言った書面のタイトルが全く同じなので、アドレスをURLをちょっと言いますので、ちょっと申し訳ないんですけれどもメモしていただければと思います。2分くらいで済みます。www.icrp.org/docs/Low-dose 最初のLは大文字です。でアンダーバーTG、このTとGはいずれも大文字です。アンダーバーREPTの4文字で、アンダーバーFORの3文字で、アンダーバーWEBでピリオドで、PDFです。もう一回言いますと、ワールドワイドウェブ、ドットICRP、ドット、オーガジネーションのオーグと、スラッシュ、ドキュメントのDOCS、スラッシュで、ロードウズのLが大文字でローとドウズの間ハイフンが入って、以下はアンダーバーで区切って、アンダーバーTGいずれも大文字、レポートのレプトREPTで、アンダーバーFORアンダーバーウェブの3文字WEBで、ドットPDFです。この中の37ページに、私がさっき言った1mGyまでがベリローなんだということが書いてあります。37ページね。安全委員会の方が言われたオーダーオブ何々という表現もこの同じ書物の13ページにあります。これはファブリケーション99のいわゆるドラフトだと思われるので、オーダーが約で、その後に出てくる37ページのところで、1mSvなり1mGyというのがどういう桁なのかというのが明確に書いてあると思いますので、それを安全委員会だけじゃなくてですね、文科省も含めてそれから支援室も含めてですね、ちょっと検討していただければと思います。よろしく願いします。

○ニコニコ動画 七尾

Q : ニコニコ動画の七尾です。園田政務官よろしく願いします。

○司会

すいません。ちょっと今席を外しまして、じゃあ次の質問の方よろしいですか。政務官以外であれば。すいません、ちょっと今席を外してますので。

○回答する記者団 佐藤

Q：東京電力によろしくお願いします。回答する記者団の佐藤です。この会見の質疑の最初の方に質問させていただきました、パーティー券の社内での処理の名目上がどうなっているか分かりましたでしょうか。もう一つあるんですけれども、園田さん宛なのでお戻りになられたら

○司会

あの戻りました。続けてどうぞ。その次に行きますから。

Q：はい、分かりました。じゃあ続けさせていただきます。ごめんなさい。細野大臣がいらっしゃる時の方が良かったんですけれども。大臣のこれまでのご発言で、緊急時避難準備区域の解除の条件について、水素爆発の可能性がゼロになることということをおっしゃっていました。9月30日にこの解除がありましたけれども、政府としては現在水素爆発の危険性がゼロだという認識でいいのかどうかお聞かせいただけますでしょうか。東京電力側の方ですと、最近配管内に水素が溜まっていて爆発の恐れは小さい、少ないというような表現ではありましたけれども。その辺りの状況、政府と東京電力の認識の違いといったものがあるのかどうか確認しておきたいと思っております。よろしくお願いします。

A：（東電）東京電力からお答えさせていただきますけれども、パーティー券に関しましては飲食の対価でございますので、交際費で処理をいたしております。

Q：ありがとうございます。

A：（園田政務官）失礼しました。いわゆる水素爆発という3月当時に起きた、その水素爆発というものについては危険性はほぼなくなっているだろうというふうに私どもも考えております。したがってそういう点では今回の緊急時避難準備区域の区域の見直しという点において解除は問題ないであろうという判断の下で結論を出させていただいたということでございます。

Q：ちょっと確認をさせて下さい。大臣の方のご発言ですと、危険性がゼロになることということなんですが、ゼロであることと少ないという違いというのは政府、東京電力がどのようにお考えなのかちょっとご説明いただけない

でしょうか。実際に戻る段階になったときに危険性がゼロですと言われるのと危険性が少ないですと言われるときの受け止め方の印象は相当違うと思いますのでこの点確認したいと思います。宜しくお願いします。

A：（園田政務官）はい、失礼致しました。政府内で確認させていただいている状況で申し上げますと、水素爆発の可能性がまず低いということでございます。それから仮に格納容器内で水素爆発が生じたとしても避難や屋内退避を必要とする放射性影響を生じないというこの2つの私どもの考え方に基づいて公表をさせて、結論を出させていただいたということでございました。

Q：分かりました。危険性は少ないということで。

A：（園田政務官）低い、低い。

Q：低い、ゼロではないという発言は今回は使われておらずにということですね。分かりました。ありがとうございます。

○司会

すいません。七尾さんどうですか。

○ニコニコ動画 七尾

Q：ニコニコ動画の七尾です。園田政務官お願いします。前回ご質問しました仮置き場の火災による放射線物資拡散リスクについてです。本日、宮城県に確認しましたところ、宮城県内では9月20日現在で仮置き場の火災は前回より1件増えまして16件とのことでした。これ宮城県庁に確認しています。宮城県のお話ですと、自然発火の理由につきましては仮置き場の場所がないためにどんどんいろんな廃棄物を上に積んでいかざるをえなくて、それで様々な種類のゴミが積み重なって、例えばメタンガスなどが発生して火災に結びついているのではないかと、ということでした。汚染がれきの火災の状況把握と火災による放射性物質拡散に関する科学的知見についてその後いかがでしょうか。

A：（園田政務官）はい。ご指摘のように環境省の方でもがれきの処理については、各自治体に対しても5メートル以内に抑えるようにと指導は一応させて頂いてるようであります。しかしながらご指摘のように、なかなかそれがエリア的などころで確保ができないという理由からそのようになってしまっ

いるという状況もあるようでございます。まだ私自身もつぶさに確認させて
る訳ではありませんけども、したがってもう少しその辺は自然発火がおきない
ような措置というものは徹底をしていただきたいなというふうには考えてお
ります。その上でありますけど、発火をした際に放射性物質も含んだ灰が飛
散をするというか危険性も出てくるだろうというふうに私もお質問いただい
て、直ぐに担当の部署、環境省の方にはその旨お伝えをさせて頂いておりま
す。環境省の方としてもそれを受けてしっかりと対応はしてみたいというふ
うに一応私には答えて頂いております。その後の対応については、まだ詳細
に承知を致している訳ではありませんけれども、何らかの形でひよっとした
らガイドラインが出されているかもしれません。ちょっと確認をさせて頂き
たいと思います。

Q：先ほどの16件に加えまして先週末から石巻の仮置き場で火災が発生して
おりました、今日現在まだくすぶっている可能性があるとのことでした。そう
しますと17件の火災になります。ご承知のとおり今日現在で仮置き場の数な
んですけれども、宮城県内の沿岸部だけで174箇所、福島県内では120箇所
です。現在焼却灰や汚泥も問題になっていると思うんですけれども、火災にな
ればこれは灰になりまして、いわゆる焼却灰になると思うんですね。秋です
から風で飛んで行きます。またその灰は水分を含むと汚泥になり、このあた
りの汚染がれきの火災による生態の影響が非常に心配ですので、これは是非
急いで何とか知見をお伝えいただければと思います。それと前回も言いま
したけど確認しましたところ、火災があった際の住民へのアナウンスは現状自
治体では特に行っていないようなんですね。この場合のその対応につきまし
ても併せてお願いしたいと思います。あと先ほど環境省というお話し。これ
は少なくとも今中長期的な対応とがれき処理の問題が大きな課題の一つだ
と思うんですけれども、そうしますと少なくとも環境省もこの場に列席され
るべきではないかと思うんですけれども。あと加えました今月中間処理施設等
含めましてロードマップを発表すると思うんですけれども、そういった意味
でも環境省は列席するべきではないでしょうか。

A：（園田政務官）はい。そうですね。まず住民対応でございますけれども、何
らかの形で住民の被害が拡大をするということ、危険性が生じることが予
想される場合はしっかりと注意喚起はしていかなければならないというふう
に思います。ご指摘のとおりだろうというふうに思って下ります。それから
環境省においてはできるだけ私も出てきて欲しいということはお伝えはして
いるんですけれども、なかなか環境省の方も手一杯でございましてそれが叶

わない状況ではございます。環境省さんの方で聞きますと、環境省は環境省で記者会見をして頂いているということでございますので、それはそちらの方でもお任せしたいというふうには思っておりますけれども、私でお答えられる範囲で今後のお答えをさせて頂きたいと思っております。

Q：10月のロードマップの際には是非その場でもその限りでもいいのでそれを検討していただきたいと思っております。後最後一問フリーとの方々の懇談についてなんですけれども、公開で行う考えはありますか。懇談を公開で行う、例えばインターネット中継とかで懇談をするというお考えはありませんでしょうか。

A：（園田政務官）意見交換のつもりでしたので、こういった記者会見で行うというつもりは毛頭ございませんでしたけれども、そういうお求めということであれば別に私は構いません。

Q：であればそれちょっと含めましてご検討頂ければと思っております。

A：（園田政務官）はい受け止めさせて頂きます。

Q：ありがとうございます。

○フリー 小嶋

Q：フリーの小嶋です。園田さんをお願いします。今の汚染がれきの件に関して重複してたら申し訳ありませんけれども、こちらのがれきの線量調査等はなされているのでしょうか。というのが一点と。今日発表された中期的安全確保の考え方によっては、3年程度の原子炉廃止、これは廃炉ですかね。廃炉への目標というのが掲げられてましたけれども、これは20キロ以内の今警戒区域などの住民等の帰還に影響があるかについてお聞かせ下さい。よろしく願いいたします。

A：（園田政務官）失礼しました。まずがれきの線量調査でありますけれども、20キロ圏内であるとかそういった所では入っていると思っております。それ以外の所でやっているかどうかは一度確認をさせていただきます。あと中期的課題の3年程度とそれから区域の見直しについては別にリンクをしているわけではございません。あくまでも次の区域の見直しということに関してはそれはステップ2が終了次第、そこらよりよいよ検討に入ると。そしてまた地域

住民の皆様方との意見交換も含めて自治体との協議をしながら次のステップが考えられていくということになりますので、その中で次の区域の見直しというのは決まってくるというふうに考えております。

Q：ありがとうございます。えっと先ほどの懇談会について、私も公開で行う方がよろしいと思うので賛成いたします。よろしく願いいたします。

<東電からの本日の作業状況の説明>

○東京電力

東京電力から作業状況をご報告させていただきます。まず原子炉への注水ですが、17時現在1号機は3.6立方メートル/h、2号機が給水系から3.8、炉心スプレイ系から6.0立方メートル/hで注水しています。3号機ですが給水系で2.4、炉心スプレイ系から8.0立方メートル/hの注水になっています。

原子炉格納容器の圧力でございますけれども17時現在1号機は122.7キロパスカル、2号機が110キロパスカル、3号機101.5キロパスカルになります。

使用済燃料プールの循環冷却の状況です。17時現在の水温は1号機24℃、2号機27℃、3号機24.7℃、4号機36℃でございます。4号機は8時54分から15時03分二次系の冷却、今日停止いたしましたけれども、温度上昇は1度でございました。35℃が36℃に上昇したということになります。

タービン建屋の溜まり水の輸送に関しましては2号機、3号機から雑固体廃棄物減容処理建屋の方への輸送を行っております。6号機の溜まり水に関しましては本日10時から16時の間で屋外仮設タンクへの輸送を行いました。それから3号機の復水器に関しましては本日10時59分からタービンビル内へ移送を行っております。

建屋の水位の状況です。16時現在プロセス主建屋の水位は5,475ミリ。午前7時に比べますと12ミリの下降です。雑固体廃棄物減容処理建屋は3,021ミリで午前7時と比べますと64ミリの上昇です。サイトバンカ建屋はOPで4,345ミリ。午前7時と比べますと182ミリの低下です。

トレンチの水位です。16時現在1号機はダウンスケール中、2号機は2,715ミリ、3号機は3,237ミリでそれぞれ午前7時と比べますと10ミリ、2ミリの低下です。

タービン建屋の水位です。こちら16時現在です。1号機4,948ミリ、2号機2,777ミリ、3号機3,017ミリ、4号機3,054ミリでございます。午前7時と比べますと1号、2号は2ミリ7ミリの下降。3号機は13ミリの上昇。4号

機は5ミリの低下になります。

原子炉建屋の地下1階の水位です。16時現在1号機は4,399ミリ、2号機2,857、3号機3,145、4号機3,073ミリになります。午前7時と比べますと1号機が35ミリ低下、2号機が5ミリ低下、3号機5ミリ上昇、4号機3ミリ低下ということになります。

遠隔操作によりますぐれきの撤去につきましては本日作業がございませんでした。循環型海水浄化装置に関しましては、本日9時50分に運転を再開いたしております。1号機原子炉建屋カバーの設置工事につきましては本日は壁パネルの設置作業ございません。明日壁パネルの設置を予定いたしております。それから水処理装置の運転に関しましてはセシウム吸着装置キュリオン、第2セシウム吸着装置サリーそれからRO膜式によります淡水化装置に関しましては、現在連続して運転を行っているところです。東京電力からは以上でございます。

○司会

よろしいでしょうか。以上で本日の会見を終わりにさせて頂きたいと思っております。長時間ありがとうございました。次回でございますけれども6日木曜日の同じく16時半からとなります。後でまたメールでご連絡をさせて頂きたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。